

官報

号外 昭和三十三年五月十五日

○第二十六回 参議院會議録第三十五号

昭和三十三年五月十五日(水曜日)午前十一時二十四分開議

議事日程 第三十四号

昭和三十三年五月十五日

午前十時開議

第一 千九百四十六年十二月二日

にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 国際海上物品運送法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案(衆議院提出)

第一〇 公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案(文教委員提出)

第一 国土調査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国有財産特殊整理資金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(衆議院送付)

第七 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 農業災害補償法第七七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その二)(衆議院送付)

第三 昭和三十一年度一般会計予算総則第十條に基づく使用総調査(衆議院送付)

第四 昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その一)(衆議院送付)

第二六 昭和三十一年度特別会計予備費使用総調査(その一)(衆議院送付)

第二七 昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査(委員長報告)

第二八 昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査(委員長報告)

第二九 果樹刑務所在所職犯者の釈放促進に関する請願(委員長報告)

第三〇 群馬県前橋地方方法務局沼田支局庁舎新築促進に関する請願(委員長報告)

第三一 岡山地方方法務局高梁支局庁舎新築に関する請願(委員長報告)

第三二 香川県丸亀拘置支所新築移転反対に関する請願(委員長報告)

第三三 恩赦審議会設置に関する請願(二件)(委員長報告)

第三四 印鑑法制定等に関する請願(委員長報告)

第三五 司法官等の優遇に関する請願(委員長報告)

第三六 桜木町、大船面駅間鉄道敷設に関する請願(委員長報告)

第三七 国鉄氷見、羽咋間駅間鉄道敷設促進に関する請願(委員長報告)

第三八 熊本県小国、隈府町間鉄道敷設促進に関する請願(二件)(委員長報告)

第三九 国鉄名羽線鉄道全通促進に関する請願(委員長報告)

第四〇 国鉄石勝線鉄道新設促進に関する請願(委員長報告)

第四一 国鉄野岩羽線開通促進に関する請願(六件)(委員長報告)

第四二 国鉄前谷地駅、津谷町間鉄道敷設に関する請願(委員長報告)

第四三 国鉄篠栗、白井間駅間鉄道敷設促進に関する請願(委員長報告)

第四四 国鉄二俣佐久間線鉄道敷設促進に関する請願(委員長報告)

第四五 国鉄飯田、下呂間駅間鉄道敷設に関する請願(二件)(委員長報告)

第四六 国鉄瀬の上、槻木間駅間鉄道敷設に関する請願(委員長報告)

第四七 左沢、荒砥間駅間鉄道敷設促進に関する請願(二件)(委員長報告)

第四八 大畑鉄道開通促進に関する請願(委員長報告)

第四九 国鉄殿田、小浜間駅間鉄道敷設促進に関する請願(委員長報告)

第五〇 国鉄岩代川保線の常磐線接続に関する請願(六件)(委員長報告)

第五一 山形県神町、谷地間鉄道敷設に関する請願(二件)(委員長報告)

第五二 国鉄矢部線羽太塚駅、大分県竹田市間鉄道敷設に関する請願(委員長報告)

第五三 国鉄鶴岡駅、山形交通間沢駅間鉄道敷設を東北開発促進計画に包含するの請願(委員長報告)

第五四 国鉄常磐線の複線及び電化促進に関する請願(二件)(委員長報告)

昭和三十三年五月十五日 参議院會議録第三十五号 議長の報告

第五五 国鉄鹿児島本線複線化促進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第五六 積雪寒冷地域における鉄道施設整備促進等に関する請願
(委員長報告)

第五七 南九州地区の国鉄整備に関する請願
(委員長報告)

第五八 西武線中井駅附近踏切に踏切番常置の請願(委員長報告)

第五九 鉄道踏切に交通安全施設等設置に関する請願
(委員長報告)

〇議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 久保 等君

法務委員 秋山俊一郎君

外務委員 佐野 廣君

大蔵委員 榊 繁夫君

同 前田 久吉君

同 鈴木 万平君

同 西岡 ハル君

同 野本 品吉君

同 草葉 隆圓君

同 木下 友敬君

同 藤原 道子君

同 大川 光三君

同 島村 軍次君

同 小西 英雄君

同 成田 一郎君
同 小瀧 彬君
同 西田 信一君
同 斎藤 昇君
同 中野 文門君
同 武藤 常介君

大谷 實雄君

藤原 道子君

大川 光三君

西岡 ハル君

木下 友敬君

島村 軍次君

西田 信一君

佐野 廣君

斎藤 昇君

小西 英雄君

榊 繁夫君

久保 等君

秋山俊一郎君

前田 久吉君

草葉 隆圓君

中野 文門君

武藤 常介君

鈴木 万平君

野本 品吉君

成田 一郎君

小瀧 彬君

輸出水産物の振興に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員提出)

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

建築士法の一部を改正する法律案

官学校、養学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

船舶職員法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

郵政事業職員等共済組合法案(横川正市君外十四名発議)

同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

官学校、養学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案(文教委員長提出)

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

技術士法案

同日議長から左の質問主意書を提出した。

福岡県飯塚市議会歳費脱税事件に関する質問主意書(吉田法晴君提出)

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛、左の件は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全通信従業員組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全通信従業員組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、このたび昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第一号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣運輸第一二二号

昭和三十三年五月十三日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

決を求める件(全国電気通信労働組合関係)は、公共企業体等労働委員会の「全国電気通信労働組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められ、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、このたび昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣郵政第八号

昭和三十一年五月十三日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(全通信従業員組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全通信従業員組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められ、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、このたび昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣郵政第九号

昭和三十一年五月十三日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(全国特定局従業員組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「特定郵便局職員の給与ベース改定に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められ、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、このたび昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(全通信従業員組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全通信従業員組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められ、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、このたび昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣大甲第一四六号

昭和三十一年五月十三日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(全専売労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「昭和三十一年新賃金、給与制度の改正及び給与の不合理並びに頭打ちを正に修正する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められ、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、このたび昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

る本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められ、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、このたび昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

駐車場法案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

駐車場法案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

駐車場法案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

駐車場法案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

駐車場法案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

同日本院は、漁港審議会委員に飯島茂君、井出正幸君、小田賢郎君、今津繁蔵君、堀部虎猪君、渡辺喜三郎君、尾形六郎兵衛君及び金沢藤吉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員に兼重寛九郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から左の報告書を受領した。

日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書

昨日十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

外務委員

文教委員

社会労働委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

運輸委員 成田 一郎君
建設委員 西田 信一君
同 斎藤 昇君
同 中野 文門君
同 山田 節男君
同 松浦 清一君
同 海野 三朗君
同 曾根 益君
同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

外務委員会 理事 佐野 廣君(佐野廣君の補欠)

建設委員会 理事 西田 信一君(西田信一君の補欠)

決算委員会 理事 平島 敏夫君(大谷賢雄君の補欠)

同日議員から左の議案を提出した。

恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(田畑金光君外四名発議)

同日議員から左の議案を提出した。

公営住宅法の一部を改正する法律案(田中一君外二名発議)

住宅公社法案(田中一君外二名発議)

同日議員團三郎君外十九名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に関する決議案

同委員長から左の議案を提出した。

公立学校の学校の公務災害補償に関する法律案(文教委員長提出)

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを委員会に付託した。

輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

小型船舶運送組合法案

運輸委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件

内閣委員会に付託

造船局特別会計法の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類組合等に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

農業災害補償法第七條第四項の共同掛金標準率の改訂の臨時特例に關する法律案

農林水産委員会に付託

合成ゴム製造事業特別措置法案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案

商工委員会に付託

有線放送電話に関する法律案

通信委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を出した。

千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された給荷証券に關する規則の統一のための國際條約の批准について承認を求めるの件

議決報告書

日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

議決報告書

日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

議決報告書

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特別法案

議決報告書

國際海上物品運送法案可決報告書

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された國際捕鯨取締條約の議定書の批准について承認を求めるの件

議決報告書

学校教育法の一部を改正する法律案

議決報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

国土調査法の一部を改正する法律案可決報告書

日本道路公団法の一部を改正する法律案可決報告書

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案可決報告書

モーターボート競走法の一部を改正する法律案可決報告書

国有財産特殊整理資金特別会計法案可決報告書

国有財産法第十三條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案可決報告書

農業災害補償法第七條第四項の共同掛金標準率の改訂の臨時特例に關する法律案可決報告書

輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その2)、昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その2)、昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その2)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

昭和三十一年度一般会計予備費使用總額(その1)及び昭和三十一年度特別會計予備費使用總額(その1)

国立国会図書館の経過に關する報告書

運輸委員会請願審査報告書第一号

法務委員会請願審査報告書第一号

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

福岡県飯塚市議會設置費事件に關する質問主意書(吉田法晴君提出)

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

技術士法案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

船舶職員法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

技術士法

船舶職員法の一部を改正する法律案

同日内閣から、左記の者を国立近代美術館評議員に任命することについて国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

衆議院議員 佐藤觀次郎

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を國家公安委員會委員に再任致したので警察法第七條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

国立近代美術館評議員に任命することについて本院の議決を求める旨の要求書は、昨十四日内閣から撤回する旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

議員白川一雄君は、昨日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

松澤兼人君から発言を求められました。この際、発言を許します。松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま議長より報告がありました通り、議員白川一雄君は、最近御病氣療養中でありましたが、昨十四日、急性肝炎で御長逝になりました。

同君が、本年二月ごろ、まだ聖路加病院に御入院中、お見舞に参上いたしました。その時、肝臓病特有のお顔色でありましたが、しごくお元氣の様子でありましたので、私もしばらく談笑して歸つたのであります。その後、幾ばくもなく御退院になり、御自宅で御静養の後、四月になりました。二、三度商工委員会にも見えられ、私どもも、やや安心しておりましたところ、先月末から再び御自宅で御療養の由承り、お案じ申し上げておりました。が、昨日、突然の訃報を聞きまして、驚愕いたしました次第であります。まことに痛惜哀悼の情を禁じ得ません。ここに各位の御了解を得まして、同君の業績と風貌をしのび、一言追悼の言葉をささげたいと存じます。

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

同君は、明治三十一年三月、香川県丸亀市に生まれ、当時の金沢の第四高

等学校を経て、大正十二年、東京帝國大学法学部を卒業、その後、各種事業に携わり、昭和五年には株式会社白川保善社の社長となられ、以来、各会社の社長または重役として事業の經營に當つておられましたが、昭和十四年に満州に渡られ、同十六年には徵用されて、開闢炭鉱の最高監督官となり、温情をもつて占領中の炭鉱經營に積極的手腕をふるわれたのであります。終戦に際しましては、その職におられた關係上、不幸にも戦犯容疑者となられました、が、もとより戦犯行為とは無關係で、当然のことながら不起訴となられました。二十五年には、旧中島飛行機の後身である富士重工業の招聘を受けて、その再建に努力し、二十八年の第三回参議院通常選挙において香川県より立候補、めでたく御当選になったのであります。当選後も富士重工業の顧問として御活躍のかたわら、御自分で別に事業を經營しておられました。

同君の人となり温厚篤実、しかも強固なる意志と細心の注意をもつて事に當る実行の人でありましたが、この実行力に加ふるに、長年の事業活動を通じて体得せられた経済に対する高邁な識見を政治活動にも遺憾なく生かされたのであります。同君は、当選後しばらく純無所属におられましたが、その後、民主党に入り、保守合同の後、自由民主党の政務調査会副会長として、多年にわたる知識と経験をもつて政策面に貴重な貢献をされるとともに、委員会活動においては、当初より主として商工委員会、決算委員会等で、その深い造詣を傾けられたのであります。その一例といたしまして、商工委員会に、国産車振興に關する小委員会を設け、その委員長となられて、国産自動車振興に關する諸政策につき、積極的に調査検討の上、党派を越えてその諸施策の実現に努力されたのであります。さらに同君は、原子力問題についても非常な情熱を注ぎ、この問題に卓見を有せられ、すでに原子力合同委員会の有力議員として、わが国原子力政策推進にあずかつて功績があつたのであり、昨年、原子力調査議員団として渡米され、つづきにその国の原子力利用の状況を視察してこられました。今回の御病氣の原因の一つとも考えられますのは、同君の昼夜をいとわぬ熱心な視察調査の結果でなかつたかとも考えられるのであります。

同君は、このように一生、事業家として、また政治家として、一身を犠牲にして國の經濟發展のために尽力されてこられたのであります。

今日のごとく、国家内外の情勢まことに多事であるときに、同君のように人格、識見ともにすぐれ、またと得がたい經濟感覚の持ち主である政治家を失いましたことは、邦家のため惜しみても余りあるところであります。今ここに、高邁なる理想と豊富な經驗とを持ちつつ中道でたおられた同君の心情を察するとき、私どもは哀情の涙なきを得ないのであります。同時にまた、私どもは多年、同僚議員として、また商工委員会理事として、与野党を問わず、何人からも敬愛と親愛の情をもつて迎えられた同君の円満、れいろうなる人格をしのぶとき、悲しみの情まことにたえがたきものがあるものであります。

ここに、りやうやくしく哀悼の辭を呈して、同君の御冥福を祈る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) お諮りいたします。白川一雄君に對し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は、議長に一任せられたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました議員白川一雄君に對する弔詞を朗讀いたします。

参議院は議員正五位勲四等白川一雄君の長逝に對しまして、つつしんで哀悼の意を表し、りやうやくしく弔詞をささげます。

なお、この弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(国立近代美術館評議員を議題とする件)(国立近代美術館評議員会評議員)を議題とする。ことに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員佐藤次郎君、竹尾式君、本院議員津島壽一君を国立近代美術館評議員会評議員に任命することについて本院の議決を求め参りました。

以上の三名の諸君が同評議員について賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて賛成の諸君の起立を求めます。

て三名の諸君が国立近代美術館評議員会評議員につくことができる議決されました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(更生保護事業審議会委員)を議題とする。ことに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員高橋一君、本院議員宮城タマヨ君を更生保護事業審議会委員に任命することについて本院の議決を求めて参りました。

両君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて賛成の諸君の起立を求めました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、中央更生保護審査会委員の任命に關する件を議題とする。ことに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により、坂野千里君を中央更生保護審査会委員に任命することについて本院の同意を得たい旨の要求がございました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて賛成の諸君の起立を求めました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○田畑金光君 私は、この際、核兵器受け入れに關する緊急質問の動議を提出いたします。

○宮田重文君 私は、ただいまの田畑君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 田畑君の動議に御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。田畑金光君。

○田畑金光君 登壇、拍手。

○田畑金光君 私は日本社会党を代表し、憲法と核兵器問題について、岸総理並びに閣僚諸君に對し、以下数点にわたり緊急質問を行わんとするものであります。

岸総理は、六月中旬訪米を前にして諸般の準備を進めております。すなわち、内にあつては国防の基本方針、長期防衛計画を定め、政府案としてアメリカに提出する準備に懸命であり、また一方においては、すでに有名無実とした憲法調査会を發足させ、アメリカに對し強硬な態度を示すことに懸命であります。マッカーサー大使との間には数度にわたる予備會議を行い、共同コミュニケの打ち合せまで終了しているとのことであります。岸内閣の本質は、よりやく各面に露呈されて参りましたが、ことに今回の審問処分における政府のつた権力介入や、佐賀県教組に對する官憲の弾圧等は、岸内閣の本質、性格を端的に示すものであつて、しかも訪米を前にする対米ゼス

テアであること、これまた公然の事実であります。ことに岸内閣がおるべきフアツシ内閣であることは、過般來、国会を通じ明らかにされて参りました憲法と核兵器保有に關する政府の統一の見解により、いよいよ明確になつて参つたのであります。(拍手)

現行憲法が、各国との比較憲法論上、世界的意義を持つていたし、ならば、まさにその二大特色は平和主義憲法であるといふことでもあります。かかるに歴代の保守党内閣は、既成事実を積み重ねることにより、第九条を空文化して参りました。吉田内閣のもとにおいては、近代的戦争遂行能力、いわゆる原子爆弾を保有せざる限り戦力にあらずとして、戦力なき軍隊論を唱えて参りました。鳩山内閣はさらに一步を進め、自衛のために軍隊の保有、戦力の保持も許されとの解釈をとりましたが、核兵器保有にまでは踏み切らなかつたのであります。しかるに、民主政治家として反省したはずの岸総理は、過般、当院内閣委員会におきまして、小淵防衛庁長官をして、政府の統一見解なるものを發表させたのであります。すなわち、防衛用なら持つても差しつかえない、核兵器という名のものがすべて憲法違反というものは行き過ぎであるという立場であります。さらにその後、岸総理は、これに關連し、憲法解釈論としては、自衛権を裏づけるに必要な最小限度の實力であれば、たとえ核兵器と名のつくものであつても持ち得るが、政策的に持つて意思はないといふ驚くべき解釈の發展を示して参りました。わずかに二週間前、参議院予算委員会において、岸総理は、現在の憲法解釈上核兵器を持つこ

とは適當でないといふ明確に言いつておるのであります。これはまた何たる交際であるかと言いたいのではありません。兩岸と呼ばれるゆえんもむべなるかなと申さなければなりません。ワシントン七日発、共同通信によりますと、米官邸筋は、この岸言明は、日本が防衛的原子兵器を受け入れることもあり得ることを意味するが、しかし、原水爆実験に反対してきた日本の外交方針と矛盾するものではないだろうか。また実験に反対しながら、原子兵器を持つたいといふことは筋が通らない。結局、岸総理は、国民感情に押されて、関係国の実験に反対しているものの、いづれは日本の国防上原子兵器の採用が必要になると考え、国民の反応を打診する観測球を上げたものである、こゝろ見ておるのであります。わずかに十日前には、核兵器は憲法上許されないと宣明し、日ならずして百八十度の転換をする。君子豹変するにも、ほどほどにしてもらいたい。この言明を契機に、今日国民の胸中には不安と恐怖が高まつて参つております。さすがは東条内閣の閣僚に恥じない人物であると、あらためて見直さざるを得ません。岸総理が真に民主主義政治家として深く反省し、過去の戦争責任を償いたいと心から念願するのであれば、戦争の塵埃の中から生まれた現行憲法を擁護することこそ、具体的な反省の証左であります。総理は何ゆえに突然このような憲法解釈論をとるに至つたか、その事由を明らかにしていただきたい。同時に、この際国民の不安と脅威を解消するため、この解釈論を撤回する意思がないかどうか承わりたいのであります。

現内閣は、しばしばクリスマス島におけるイギリスの核実験に反対し、禁止を申し入れるとともに、またソ連の無警告実験に對しても、さらにまた近く行わんとするアメリカの実験に對しても、たとえ領土内において行われようが、放射能の人類に及ぼす被害にかんがみ、嚴重に抗議を申し入れて参りました。このことは、日本国民が原爆の洗礼を受けた唯一の国民であるといふ事実のみならず、平和憲法のもとに一切の核兵器を保有しないといふ、憲法的要請が偉大な道義力となつて、国際世論に訴えたその事実を忘れてはならぬと思ふのであります。(拍手)岸内閣は、今後とも核兵器実験の禁止を國際の舞台において訴える方針であります。このような誤まれる憲法解釈論をもつてしては、國際世論に訴える道義力に欠けるものがあると考えます。が、どうでありましょうか。(拍手)九日のモスクワ放送は、岸言明に批判を加えて、結局、この言明は、いつでも日本が實質的に核軍備を始めるための法的根拠を用意しようとする目的であると見ております。また読売新聞ロンドン特派員の報道によりますと、防衛用の原子兵器の所有は憲法違反でないとする岸言明は、クリスマス島の実験に對する内外からの反対で、うしろめたい立場に追い込まれてたマクミラン政府に、側面から大きな援助を与えた形となつた。今回、岸首相が日本の核兵器所有の可能性を正式に肯定した点は、西ドイツに次いで、日本も近代の軍隊建設への決意を固めたものと見ておるのであります。このような國際的反響に對し、総理は拱手傍觀の態度

をもつて臨むつもりでありましようか。また、岸総理はしばしば、原子兵器は持ち込まぬ、あるいは原子支援部隊の駐留を拒否すると言つてきました。しかし、みずから、防衛用なら核兵器も保有できるといふ憲法解釈のもとで、アメリカの要請を拒否することができるかどうかといふことを承わりたいのであります。(拍手)

ことに、最近の世界情勢は、戰略的に大きな転換期に立つております。英國の核兵器を中心とする新国防計画への転換、西独アデナウアー首相の原子武裝宣言、また去る五月三日、NATO理事會最終コミュニケによつて見るも、NATO加盟諸國が、いよいよ原子力戰略体制に踏み切つたのであります。このような背景のもとになされた岸言明は、日本の將來の防衛行動に大きな転換をはからうとする予備行動にほかなりません。この際、現内閣の国防方針、長期防衛計画の内容と原子兵器武裝に對する政府の根本方針を明らかにしていただきたいと思ひます。(拍手)

今日、政府の見解を綜合すれば、防衛用の核兵器、戰術的核兵器は憲法上禁止するところではないという立場をとつております。現在の戰術的原子兵器がいかに小型であつても、その一発の破壊力は、かつての広島に投下された一発に相當することを思えば、その國民に及ぼす被害については區別はないといふのが、ゲッテンゲン宣言といふのが、西独科学者のアデナウアーに對する警告的聲明の一節であります。同時に、昨十四日、湯川博士ら二十五氏はこの宣言を支持し、西独科学者あつて、原子兵器に關する大國間の誤まつ

た見解を正すため、協力して調査をする旨の公開状を發してあります。軍事評論におきましても、戰術原爆、戰略原爆の用語や、核兵器の戰術的使用、戰略的使用の用語が使われておりますが、いずれも概念的なものであり、明確な限界はないと言われております。一たび、防衛用の名においてこれを許すならば、日本はやがて完全にアメリカの原水爆基地化することは明らかであります。かくては、日本は東西兩陣營の緩衝地帯ではなく、緊張の震源地となるであらうと思ひます。岸総理の言明のこのコースをとりますると、日ソ平和条約の締結、従つて齒舞、色丹を含む領土問題の解決や、日中国交回復は不可能に陥ると思ひますが、岸総理の見解はどうでありましようか。また、日本が岸言明の道を歩むことは、確かにワシントンA.P.電の伝へること、岸総理の個人的な立場を強め、渡米に當つて、沖縄、小笠原の施政權返還の問題、安保条約、行政協定の再検討、米駐留軍の撤退を求めるに當つては、確かに大きな反対給付の役割を果たすのであります。岸総理は、こゝろ核兵器の話し合いの道具として、この核兵器の導入を使われる御意思であるのかどうか、承わりたいのであります。(拍手)

ことに、わが國におきましては、原子力の研究、開發が平和利用に限らるべきは、原子力基本法の明示するところでありましよう。しかるに、岸総理によれば、原子力基本法と憲法とは別物であり、憲法第九条で核兵器保有を認めても、原子力基本法には矛盾せずとの主張であります。まさに思想の混亂か、さもなければ許すべからざる曲解と

言わなければなりません。原子力基本法は平和憲法に淵源し、憲法と一体をなして初めて本来の精神を堅持することができるとあります。この際、総理は、原子力平和利用は原子力基本法のみならず、憲法の大精神であり、従って憲法論としても、政策論としても、わが国においては核兵器の採用は許されぬとの態度を、あらためて内外に宣言する勇氣はないかどうか、明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

もし、このような態度を明らかにすることなく、岸総理が渡米することになれば、その結果はおのずから明らかでありましょう。一昨年八月、重光外相の訪問と同様に、日米安保条約、行政協定の片務的協定を、相互主義の上に立つ双務協定に改め、対等の軍事同盟に作りかえ、かくて太平洋軍事同盟やSEATO参加の道を開き、対内的には憲法改正、海外派兵、核兵器の持ち込みを導く道にしか通じません。総理のアメリカ訪問に対し、国民は希望と期待を寄せるよりも、かえって大きな疑惑と不安を持っております。訪米によって岸総理は何を求められようとする御意図なのかどうか、明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

最後に、岸総理は国会終了と同時に、訪米に先立ち東南アジアを訪問するとのことですが、今回、総理の歴訪される諸国は、あるいはコロンボ・グループ諸国であり、SEATO参加諸国であり、台湾のようなアメリカの戦略拠点の国々であります。外交方針において、利害関係において、政治条件において、それぞれ異なる諸国であります。これら諸国訪問は、いかなる目的のもと、いかなる成果を期待

されている行動でありましょうか。また、インドのネールやセイロンのパン・ダライケラとの会議を通じ、核兵器保有、実験禁止の国際的アビール等も準備されておると聞いておりますが、事実でありましょうか。ただ、これらの諸国に共通して言えますことは、いずれもかつて日本の軍国主義に悩まされ、侵略を受けた諸国であるという点であります。これら諸国訪問を前にいたしまして、かかる憲法解釈に立つことは、アメリカ向けならぬに、東南アジア諸国に対し、友好を深めるゆえんではなく、かえって警戒心と不安をもたらし以外の何ものでないことを、深く銘記していただきたいと思っております。(拍手)

今日、岸総理のなすべき緊急の任務は、外遊を急ぎ、点数を稼ぐことではありません。国会が終了したら、まず国内体制を整備せよというのが国民世論であります。昭和三十年二月総選挙以降、ゆがめられた政界の折目を正すため、すみやかに解散、総選挙を断行し、新たな国民の審判を待つべしというのが圧倒的世論の動向でありました。(拍手)

政府の唯一の看板として参りました健全財政、健全金融、経済の繁栄はいかにようになりつつあるではありません。新年度予算を実施して、わずか一月余、インフレ率は実行予算を組むべしとの論議を呼び、国際収支の赤字、投資の行き過ぎは、二度にわたる日銀の公定歩合引き上げ政策となり、日本経済に対する危険信号は発せられておるのであります。岸内閣の急ぐべき課題は、これら内政問題をまず処理することであり、それからでも外遊はおそしとせません。いわゆる岸

体制の整備は、即権力政治、ファッショ政治の台頭であることを私は国民に警告したいと思っております。(拍手)

天皇制の復活、紀元節への郷愁、伊勢神宮への参拝、すべてがその具体的な現われであります。新たな憲法解釈発展も、まさにその一環であるのであります。

民主主義と平和の名において、岸総理と現内閣に深甚な反省を求め、警告を発しまして私の質問を終ることにいたします。(拍手)

【国務大臣岸信介君登壇、拍手】

○国務大臣(岸信介) 田畑君の御質問に対してお答え申し上げます。御質問は、私の承りました最も主要点について、私の所信をお答え申し上げます。

第一点は、核兵器と憲法との関係でございます。この問題につきましては、私は過日の内閣委員会等においてお答え申し上げておる通りに、憲法九条といたしましては自衛権を否定しているものではなく、自衛権というものに基いて、われわれは他から不正急迫の侵害を受けた場合には、これを排除しなざるを得ない、排除するためには、それに必要な力を持たざるを得ない、この力というものは、あくまでも自衛権の範囲に限られておるということが憲法のわれわれの解釈であります。しこうして、その力というものは、技術的、科学的の進歩と常に対応して有効なものでなければならぬ。こういふ見地から考えますと、今日核兵器と言われておる原子爆や、あるいはこれを中心とするような核兵器が、われわれの自衛権に入らないことは、これは言うを待

たない。しかしながら、今日、核兵器、原子力の利用というものは発達の道程にあつて、将来どういふものが出るかわからない。従つて、単に核兵器という名前がつき、原子力を用いておるという名前がつくだけをもって、これをことごとく憲法違反であるという解釈は、憲法の解釈としては行き過ぎではないかというのが、私の解釈でございます。しかし、今日皆さんがお考えになつておるような核兵器を日本で持とうという考えは、私は毛頭持っておりません。従つて今日、従来私が主張しておりますように、この外国の原子力部隊の国内への駐留を拒否するという態度並びに今日あるような核兵器でもって日本の自衛隊を裏づけるというよりな考えは、絶対に私は持つておらないのであります。私も、この原子爆等の実戦に對しまして、これの中止を要望しているというところは、これは言うまでもなく、人道的立場から私はこれを世界の人人に、日本国民を代表して強く要望いたしておるのであります。それは、ただ単に日本の憲法がこれを禁止しているからわれわれは反対しているとか、これが憲法上解釈がどうなつたから、この主張が違ふというもので絶対にはないものであります。私はあくまでも人道的見地に立つて、将来といえどもこれを強く主張する考えであります。(拍手)

原子力の平和利用につきましては、これは言うまでもなく日本の原子力基本法がはっきりと規定しているところでありまして、私どもの日本の政策として、この原子力というものを、平和的利用に用いるという政策をとつておることは、これは原子力基本法が明らかにしているように、私はそれは日本の政策の根本であると思つておる。しかし、それと憲法論とを混同している議論は私は理解できないのであります。(拍手)

東南アジア諸国歴訪の目的をお尋ねになりましたが、戦後、日本の首脳部がこれらの国々を歴訪して、親しくこれらの国々の首脳者とひざを突き合せて話し合ったことはございません。御指摘になりましたように、これらの国の多くのものに対しては、戦争中いゝろんな迷惑もかけております。しかも、お互いにアジアの一国として、将来、世界平和増進の上においては緊密に連絡をとり、親善友好の関係を深めて行かなければならぬことは言うを待たないのであります。そういう意味におきまして、私はアジアの諸国をできるだけ時間の許す限り歴訪して、私の所信を申し上げ、また、これら諸国の首脳部の所信も聞いて、そしてアジア共通の考え方に立つて、そして世界平和の増進に寄与したい、こう考えております。

第三は、これらの外国訪問の前に、国内体制を確立する意味において、解散をして、民意に問うべきではないかという御意見であります。解散の問題につきましては、しばしば本国会におきまして私の所信を申し上げてきました。すなわち民主政治といつたものは、もちろん国民世論の動向というものに十分に聴従して行かなければならぬと思つておる。しこうして、今日国民の世論が解散を強く要望しているかどうかという点につきましては、遺憾ながら田畑君と私は所見を異にするものであります。今日におきまして解散

をする意思を持っておられないことは明瞭に申し上げておきます。(拍手)

○國務大臣小淵彬四郎(拍手)

から申されましたと同じ見解を持って、いるものと御了承を願います。(拍手)

○國務大臣岸信介君登壇、拍手

○國務大臣(岸信介君) 先ほど申し上げましたように、田畑君の御質問がきわめて広範にわたっており、また、私が勝手にその主要なものと考えるものに御答弁いたしましたのであります。が、さらに二、三の点につきまして、補足いたして答弁いたします。

第一は、国防方針及びこの国防の長期計画というものを定めて、そしてアメリカへ持つて行って、日本の政府の考えだということを示す準備をしておるといふ点でありましたが、国防會議は過般開きまして、国防の基本方針について意見の交換をいたしました。まだ結論は出ておりません。また、長期国防計画については、まだ會議として審議に入っておりません。こういう現状でございます。さらに時日がありますれば、私はこの問題については、かねて申し上げているように、なるべく早くこれを定めることが必要であるという見地において国防會議を督促いたしております。別にアメリカに行くと、私はこういうものをこしらえて、そしてアメリカ政府に示すという意図で急いでいるわけではございません。

次に、憲法の解釈は、私が先ほど申し上げましたように、憲法の解釈が、将来日ソ平和条約を締結することや、あるいは日中の国交回復について支障になるんじゃないかという御意見でございました。日ソ平和条約の問題は、言うまでもなく、非常に困難な領土問題が解決しない限り、日ソ平和条約というものは結ばれません。私はこの問題については、従来兩國の間における見解が真正面に通っておりまして、しかし、われわれは全國民の一致した意見であるところの、少くとも南千島の問題は、日本の固有の領土として従来主張してきている、この主張は、われわれはあくまでも貫徹しなければならぬと思う。(拍手)従ってこの問題を解決するために、ソ連側において日本の國民の考えを十分に理解し、また、日本とソ連とが友好親善の關係を今より一層積み重ねて深めて行つて、そして理解が、これが到達しなければ、とうていわれわれの主張は通らないと思う。その通らない限りにおいては、遺憾ながら日ソ平和条約というものは、まだ締結できない。こういう意味におきまして、私はあらゆる面において、あるいは日ソの通商貿易の点において、あるいは文化交流の点において、いろいろな点において今後日ソ間におけるところの友好親善の關係を積み重ねて、この間において、ソ連をしてこの日本國民の考えを十分に理解せしめ、日本の主張が通るようにつけて行きたいと考えておるのであります。また、日中国交回復の問題につきましては、かねて申し上げている通り、今はわれわれはその段階ではないと考えております。これらの問題を処理するのには、それぞれそれに必要な準備的

な、今申すような積み重ねを必要とするわけでありまして、その意味において、われわれはこれらの問題を解決して行かなければならぬと思ひますが、この憲法解釈が、直ちにこれらの問題に非常に支障になるとは、私は考えておらないのであります。

また第三に、アメリカに行つて、過去の日米間の話し合い等から見ても、あるいは日本の相互安全保障というやうな意味において、海外派兵を求められたいやうなことがあるのじゃないか、あるいはまた、日本側から、領土問題、安保条約その他の主張をする一つのそれに対するゼスチュアなり、あるいは対象として、憲法の解釈をこいうふうに変えたのじゃないかというお話でありましたが、これは田畑君の私は全くの曲解であつて、私はこの憲法解釈は憲法解釈として、私の解釈が正しいか、これに対して御批判は御自由でありますけれども、決して日本の大事な憲法の解釈を、取引の具として変えるやうなことは絶対に考えておりません。(拍手)

○議長(松野平定) 日程第一、千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

日程第二、千九百四十六年八月二十五日にブラッセルで署名された船舶証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件

日程第四、日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)

日程第五、南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案(内閣提出、衆議院送付)

以上、五件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野平定) 御異議ないと認めます。

まず、委員長(松野平定)の報告を求めます。外務委員長松野平定君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野平定

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約(以下「千九百四十六年の捕鯨条約」といふ)の締結政府は、同条約の適用範圍をヘリコプターその他の航空機にまで拡大し、及び委員会が修正することが出来る附表の規定中に監督の方法に関する規定を加えることを希望して、次のとおり協定する。

第一条

千九百四十六年の捕鯨条約第二条を次のように改める。

3 「捕鯨船」とは、鯨の追尾、捕獲、殺害、引寄せ、緊縛又は探索の目的に用いるヘリコプターその他の航空機又は船舶をいふ。

第二条

千九百四十六年の捕鯨条約第五条1中「並びに(h)捕獲報告を」、「(h)捕獲報告」に改め、「生物学的記録」の下に「並びに(i)監督の方法」を加える。

第三条

1 この議定書は、千九百四十六年の捕鯨条約の締結政府による署名及び批准のため、又は加入のために開放するものとする。

2 この議定書は、千九百四十六年の捕鯨条約のすべての締結政府のために、批准書がアメリカ合衆国政府に寄託され、又は加入通告書が同国政府により受領された日に効力を生ずる。

3 アメリカ合衆国政府は、すべての寄託された批准及び受領した加

入を千九百四十六年の捕鯨条約の
すべての署名政府及び加入政府に
通報する。
4 この議定書は、署名のために開
放される日の日付を有し、かつ、
その日の後十四日間署名のために
開放しておき、この期間の後は、
加入のために開放する。

以上の証憑として、下名は、正当
に委任を受け、この議定書に署名し
た。

千九百五十六年十一月十九日にワ
シントンで、英語により本書を作成
した。その原本は、アメリカ合衆国
政府の記録に寄託する。アメリカ合
衆国政府は、その認証原本を千九百
四十六年の捕鯨条約のすべての署名
政府及び加入政府に送付する。

オーストラリアのために
F・J・ブラックニー
ブラジルのために
エルナニ・ド・アマラル・
ペイショント
カナダのために
A・D・P・ヒート
デンマークのために
ヘンリック・カウフマン
フランスのために
エルヴェ・アルファン
アイスランドのために
トル・トルス
日本国のために
谷正之
メキシコのために
マヌエル・テリ
オランダのために

J・H・ファン・ロイエン
ヨロップにおけるオラ
ンダ王国のために

ニュー・ジブラルドルのために
G・D・L・ホワイ

ノールウェーのために
ウィルヘルム・モルゲン
ティールネ

パナマのために
J・M・メンデス・M
スウェーデンのために
エーリック・ボーエマン

南アフリカ連邦のために
W・C・デュー・ブレシ
ソウエト社会主義共和国連邦の
ために

G・ザル・ピン
グレート・ブリテン及び北部アイ
erland連合王国のために

ハロルド・カシア
アメリカ合衆国のために
ハーバート・フーヴァー・
ジュニア

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕
千九百二十四年八月二十五日にブ
ラッセルで署名された船荷証券に
関するある規則の統一のための国
際条約の批准について承認を求め
るの件

右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年五月六日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 野村平蔵

千九百二十四年八月二十五日に
ブラッセルで署名された船荷証
券に関する規則の統一のた
めの国際条約の批准について承
認を求めるの件
千九百二十四年八月二十五日にブ
ラッセルで署名された船荷証券に
関するある規則の統一のための国際条
約を、別紙の留保を附して批准する
ことについて、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基き、国
会の承認を求める。

〔参照〕

千九百二十四年八月二十五日に
ブラッセルで署名された船荷証
券に関する規則の統一のた
めの国際条約

ドイツ共和国大統領、アルゼン
ティン共和国大統領、ベルギー皇帝
陛下、チリ共和国大統領、キューバ
共和国大統領、デンマーク及びアイ
スランド皇帝陛下、スベイン皇帝陛
下、エストニア国主席、アメリカ合
衆国大統領、フィンランド共和国
大統領、フランス共和国大統領、グ
レート・ブリテン及びアイルランド
連合王国並びにグレート・ブリテン
海外領土皇帝インド皇帝陛下、ハン
ガリー王国摂政殿下、イタリア皇帝
陛下、日本国天皇陛下、ラトヴィア
共和国大統領、メキシコ共和国大統
領、ノールウェー皇帝陛下、オラン
ダ皇帝陛下、ペルー共和国大統領、
ポーランド共和国大統領、ポルトガ
ル共和国大統領、ルーマニア皇帝陛
下、セルブ・クロアチア・スロヴェー
ニア皇帝陛下、スウェーデン皇帝陛
下及びウルグアイ共和国大統領は、

船荷証券に関するある統一規則を
合意により定めることが有益である
ことを認めて、このため条約を締結
することに決定し、次のとおりその
全権委員を任命した。
ドイツ共和国大統領
ブラッセル駐
在ドイツ公使
フォン・ケラー
アルゼンティン共和国大統領
ベルギー皇帝陛下
植民地大臣、国
際海事協会会長
L・フランク
上院議員、国際
海事協会副会長
A・ル・ジュニス
国際海事協会書記長、
ブラッセル大学教授
法学博士 F・ソール
チリ共和国大統領
ブラッセル駐在チリ公使
アルマンド・ケサーダ
キューバ共和国大統領
デンマーク及びアイスランド皇帝
陛下

スペイン皇帝陛下
ブラッセル駐在
スペイン大使
侯爵 ヴィリヤロバル・
ギマレイ
エストニア国主席
ブラッセル駐在
エストニア公使
プスタ
アメリカ合衆国大統領
ブラッセル駐在ア
メリカ合衆国大使
ウィリアム・フィリップス
スベイン皇帝陛下
ブラッセル駐在
スベイン大使
侯爵 ヴィリヤロバル・
ギマレイ
エストニア国主席
ブラッセル駐在
エストニア公使
プスタ
アメリカ合衆国大統領
ブラッセル駐在ア
メリカ合衆国大使
ウィリアム・フィリップス

フィンランド共和国大統領
フランス共和国大統領
ブラッセル駐在
フランス大使
M・エルベ
グレート・ブリテン及びアイルラ
ンド連合王国並びにグレート・ブ
リテン海外領土皇帝インド皇帝陛
下
ブラッセル駐在英国外交
サー・ジョージ・グレ
ム
ハンガリー王国摂政殿下
ブラッセル駐在ハ
ンガリー代理公使
パビーニツ男爵
オリヴィエ・ヴォ
ラチツキ
イタリア皇帝陛下
ブラッセル駐在イ
タリア代理大使
J・ダネオ
日本国天皇陛下
ブラッセル駐在
在日本国大使 安達孝一郎
ラトヴィア共和国大統領
メキシコ共和国大統領
ノールウェー皇帝陛下
オランダ皇帝陛下
ペルー共和国大統領
ポーランド共和国及びダンチッヒ
自由市大統領
ブラッセル駐在
ポーランド公使
伯爵 ヤン・シモンベック

オランダ皇帝陛下
ペルー共和国大統領
ポーランド共和国及びダンチッヒ
自由市大統領
ブラッセル駐在
ポーランド公使
伯爵 ヤン・シモンベック

ポルトガル共和国大統領

ルーマニア皇帝陛下

ブラッセル駐在
ルーマニア公使

アンリ・カタルジ

セルブ・クロアチア・スロヴェニア
皇帝陛下

ストラスニツキ

ヴェロナ

スウェーデン皇帝陛下

ウルグアイ共和国大統領

これらの全権委員は、正当に委任を受けて、次のとおり協定した。

第一条

この条約において、次の語は、次に定める意義に用いる。

(a) 「運送人」とは、運送契約における荷送人の相手方たる船舶所有者又は船舶者をいう。

(b) 「運送契約」とは、船舶証券又はこれに類似の海上物品運送に関する証券により証明される運送契約のみをいう。船舶契約に基いて発行される船舶証券又はこれに類似の証券については、その証券が運送人と証券所持人との関係を規律する時から用いる。

(c) 「物品」とは、生動物及び運送契約において甲板積とされ、かつ、実際に甲板積で運送される積荷以外の財産、貨物、商品その他の各種の物をいう。

(d) 「船舶」とは、海上物品運送に使用されるすべての船舶をいう。

(e) 「物品運送」とは、物品を船舶に積み込んだ時からこれを船舶から荷揚げした時までの期間についていう。

第二条

運送人は、すべての海上物品運送契約において、物品の積込、取扱、積付、運送、保管及び荷揚げに関し責任及び義務を負い、かつ、以下に定める権利及び免責を享受するものとする。ただし、第六条の規定の適用を妨げない。

第三条

1 運送人は、航海の前に及び航海の開始に際し、次のことについて相当の注意をしなければならない。

(a) 船舶を航海に堪える状態にしておくこと。

(b) 船員の乗組、船舶の機装及び備品の補給を適切に行うこと。

(c) 船倉、冷蔵室、冷蔵室その他物品を積み込むすべての場所を物品の受入、運送及び保存に適する良好な状態にしておくこと。

2 運送人は、運送される物品の積込、取扱、積付、運送、保管及び荷揚げを適切かつ慎重に行われなければならない。ただし、第四条の規定の適用を妨げない。

3 運送人、船長又は運送人の代理人は、物品を受け取った後は、荷送人の請求により、特に次の事項を記載した船舶証券を荷送人に交付しなければならない。

(a) 物品の識別のために必要な主要記号で物品の積込開始前に荷送人が書面で通告したもの。この記号は、包装していない物品の上に、又は物品の容器若しくは包装の上に、通常航海の終了の時まで読み取りやすいに、押印され、又は他の方法により判然と表示されていなければならない。

(b) 荷送人が書面で通告した包若しくは個品の数、容積又は重量。

6 物品が運送契約により引渡を受ける権利を有する者に引き渡される前に又はその時に、その者が運送人又は荷揚げ場におけるその代理人に対し書面で滅失又は損害及びその概況に関する通告をしないときは、その引渡は、反証がない限り、運送人が物品を船舶証券に記載されているとおり引き渡したことを推定する証拠となる。

(c) 外部から認められる物品の状態。

物品の状態がその受取の時に立会によつて確認されているときは、前記の書面による通告を要しない。

ただし、運送人、船長又は運送人の代理人は、この記号、数、容積又は重量が実際に自己が受け取った物品を正確に表示していないと疑うべき正当な理由があるとき、又はその正確であることを確認する適当な方法がないときは、これらの事項を船舶証券に記載することを要しない。

滅失又は損害についての運送人及び船舶のすべての責任は、いかなる場合においても、物品の引渡の後又は物品が引き渡されるべきであった日から一年以内に訴が提起されないときは、消滅する。

4 このような船舶証券は、反証がない限り、3(a)、(b)及び(c)の規定に従つて当該証券に記載されているとおりの物品を運送人が受け取ったことを推定する証拠となる。

滅失又は損害が生じ、又は生じている疑があるときは、運送人及び荷受人は、物品の検査及び包の数の点検のためのすべての相宜な便宜を相互に与えなければならない。

5 荷送人は、その通告した記号、数、容積及び重量が積込の時に正確であつたことを運送人に担保したものとみなされ、これらの事項に関する不正確が生ずるすべての損害及び費用については、運送人に賠償するものとする。この賠償については運送人の権利は、運送人が運送契約により荷送人以外のすべての者に對して負う責任及び義務をなら制限するものではない。

7 物品が積み込まれた場合において、運送人、船長又は運送人の代理人が交付すべき船舶証券は、荷送人の要求があるときは、船舶積があつた旨を記載した船舶証券とする。ただし、荷送人が当該物品に関する権利を表示する証券をすでに受領しているときは、船舶積荷証券の交付と引換にその証券を返

還しなければならない。運送人、船長又は代理人は、船舶積において、物品を船舶積した船舶の名称及びその船舶の日付を先に交付した証券に記入することもでき、その証券は、これらの記入があり、かつ、3に掲げる事項を記載している場合には、この条の規定の適用上、船舶積荷証券とみなす。

8 運送契約における条項、約款又は合意で、運送人又は船舶に対し不注意、過失又はこの条に定める義務の不履行による物品の滅失又は損害についての責任を免除し、又はその責任をこの条約の規定に反して軽減するものは、無効とする。保険の利益を運送人に譲渡する条項又はこれに類似のすべての条項は、運送人の責任を免除するものとみなす。

第四条

1 運送人及び船舶は、航海に堪えない状態から生ずる滅失又は損害については、責任を負わない。ただし、運送人が、前条1の規定に従い、船舶を航海に堪える状態に保ち、船員の乗組、船舶の機装及び備品の補給を適切に行い、並びに船倉、冷蔵室、冷蔵室その他物品を積み込むすべての場所を物品の受入、運送及び保存に適する良好な状態にしておくことについて相当の注意を怠らなかつたことにより航海に堪えない状態を生じた場合は、この限りでない。航海に堪えない状態から滅失又は損害を生じたときは、この条に定める免責を主張する運送人その他の者は、相

当の注意をしたことを立証しなげ
ればならない。

2 運送人及び船舶は、次のことか
ら生ずる滅失又は損害について
は、責任を負わぬ。

(a) 航行又は船舶の取扱に關する
船長、海員、水先人又は運送人
の使用人の作為、不注意又は過
失

(b) 火災(運送人の故意又は過失
に基くものを除く。)

(c) 海上その他の可航水域の災
害、危険又は事故

(d) 天災

(e) 戦争

(f) 公敵行為

(g) 行政権による抑留若しくは強
制又は裁判上の差押

(h) 検査上の制限

(i) 荷送人若しくは物品の所有者
又はこれらの者の代理人若しく
は代表者の作為又は不作為

(j) 原因のいかんを問はず、部分
的又は全体的の同盟罷業、作業
所閉鎖又は作業の停止若しくは
妨害

(k) 暴動又は内亂

(l) 海上における人命又は財産の
救助又は救助の企図

(m) 物品の隠れた欠陥、特殊な性
質又は固有の欠陥から生ずる容
積又は重量の減少その他のすべ
ての滅失又は損害

(n) 荷造の不十分

(o) 記号の不十分又は不完全
相當の注意をしても発見する
ことのできない隠れた欠陥

(p) その他運送人又はその代理人

若しくは使用人の故意又は過失
によらない原因。ただし、この
例外の利益を主張する者は、運
送人又はその代理人若しくは使
用人の故意又は過失が滅失又は
損害に關係のなかつたことを立
証しなければならぬ。

3 荷送人は、運送人又は船舶が
被つた滅失又は損害で、荷送人又
はその代理人若しくは使用人の作
為、過失又は不注意によらない原
因から生じたものについては、責
任を負わぬ。

4 海上における人命若しくは財産
の救助若しくは救助の企図のため
の離陸又は相當の理由のある離陸
は、この条約又は運送契約に違反
しないものとし、運送人は、これ
により生じた滅失又は損害につい
ては、責任を負わぬ。

5 運送人及び船舶は、いかなる場
合においても、物品の又は物品に
關する滅失又は損害については、
一包又は一単位につき百スターリ
ング・ポンド又は他の通貨による
これと同等の額をこえて責任を負
わぬ。ただし、当該物品の性質
及び価額が荷送人により船積前に
通告され、かつ、その通告が船荷
証券に記載されている場合は、こ
の限りでない。

船荷証券に記載された前記の通
告は、反証がない限り、推定の証
拠となるが、運送人は、その通告
を争うことができる。

運送人、船長又は運送人の代理
人と荷送人との間の約定により
に定める額と異なる最高額を定め
ることができる。ただし、その協

定最高額は、前記の額より少く
てはならない。

運送人及び船舶は、荷送人が船
荷証券中の物品の性質又は価額に
關し故意に虚偽の通告をしたとき
は、いかなる場合においても、物
品の又は物品に關する滅失又は損
害については、責任を負わぬ。

6 引火性、爆発性又は危険性を有
する物品で、運送人、船長又は運
送人の代理人がその性質又は特徴
を知つていればその船積を承諾し
なかつたものについては、運送人
は、賠償することなく、荷積前に
いつでも、任意の場所に荷揚し、
破壊し、又は無害にすることがで
き、これらの物品の荷送人は、そ
の船積により直接に又は間接に生
ずるすべての損害及び費用につい
て責任を負ふものとする。これら
の物品で運送人が了知し、かつ、
承諾して船積したものが船舶又は
積荷にとつて危険となつたとき
は、運送人は、共同海損の場合を
除くほか、その責任を負ふことな
く、その物品を同様に荷揚し、破
壊し、又は無害にすることができ
る。

第五條
運送人は、この条約で定める権利
及び免責の全部若しくは一部を放棄
し、又は責任及び義務を加重するこ
とができる。ただし、この放棄又は
加重は、荷送人に交付する船荷証券
に記載しなければならぬ。

この条約の規定は、備船契約には
適用しない。ただし、備船契約の場
合に船荷証券が発行されるときは、
その船荷証券は、この条約の規定に

従ふものとする。この条約のいかな
る規定も、共同海損に關する適法の
規約を船荷証券に記載することを妨
げるものではない。

第六條
前諸條の規定にかかわらず、運送
人、船長又は運送人の代理人及び荷
送人は、ある特定の物品については、
物品についての運送人の責任及び義
務並びに権利及び免責に關し、船舶
が航海に堪えることについての運送
人の義務に關し(公の秩序に反しな
い範囲に限る。)、又は海上運送物品
の積込、取扱、積付、運送、保管及
び荷揚についての使用人若しくは代
理人の注意義務に關し、任意の条件
を附して契約を締結することができ
る。ただし、船荷証券が発行されて
おらず、今後も発行されない場合で
あつて、かつ、合意された条件が非
流通証券たる受取証でその旨を明記
したものに記載された場合に限る。
このようにして締結されるすべての
の契約は、完全な法律上の効力を有
する。

第七條
この条約の規定は、通常の商取引に
おける通常の商業的船積には適用せ
ず、その他の船積で、運送される物
品の特徴及び状態並びに運送の行わ
れる事情及び条件が特約を正当とす
るものにのみ適用する。

第八條
この条約の規定は、航海船舶の所
有者の責任の制限に關する現行の法
令に基く運送人の権利及び義務を更
正するものではない。

第九條
この条約における貨幣單位は、金
価値と了解される。
貨幣單位としてスターリング・ポ
ンドを使用しない締約國は、この条
約中にスターリング・ポンドで表示
される額を自國の貨幣制度に従つて
端數のない額に換算する權利を留保
する。

第十條
國內法令は、船舶が当該物品の陸
揚港に到着した日における為替相場
に従ひ、債務を内國の貨幣によつて
支払う權利を債務者に留保すること
ができる。

第十一條
この条約の規定は、締約國で作成さ
れるすべての船荷証券に適用する。

ベルギー政府は、この条約の署名
の日から起算しておそくとも二年の
期間が経過するまでに、この条約を
実施すべきかどうかを決定するた
め、この条約を批准する用意がある
旨を宣言した締約國の政府と協議を
開始するものとする。批准書は、
これらの政府の間で合意により定め
る日にブラッセルに寄託するものと
する。批准書の第一回寄託は、これ
に参加する國の代表者及びベルギー
外務大臣が署名する調書により確認
されるものとする。

第六四五

昭和三十三年五月十五日 參議院會議錄第三十五号 外四件

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された國際捕鯨取締條約の議定書の批准について承認を求めめるの件

その後における批准書の寄託は、ベルギー政府に於て、かつ、批准書を添付した書面による通告をもつて行うものとする。

批准書の第一回寄託に関する調書、前記の通告書及びその通告書に添附される批准書の認証本は、ベルギー政府により、外交上の経路を通じて、直ちにこの条約の署名国及び加入国に送附されるものとする。前記のその後における批准書の寄託の場合には、ベルギー政府は、その通告書を受領した日を同時に通報するものとする。

第十二条

非署名国は、ブラッセルの国際会議に代表者を出したかどうかを問わず、この条約に加入することができ

る。加入を希望する国は、ベルギー政府に対し、書面によりその意思を通告し、かつ、加入書を送付するものとし、その加入書は、ベルギー政府の記録に寄託される。

ベルギー政府は、すべての署名国及び加入国に対し、直ちに通告書及び加入書の認証本を送付し、かつ、その通告書を受領した日を通報するものとする。

第十三条

締約国は、署名、批准書の寄託又は加入の時に、この条約について行うその受諾が自国の主権又は権力の下にある自治領、植民地、属地、保護領又は海外領土のいずれか又は全部に適用しない旨を宣言することができる。締約国は、その後、先の宣言において除外した自治領、植民地、属地、保護領又は海外領土のい

ずれかのために各別にこの条約に加入することができる。締約国は、また、その主権又は権力の下にある自治領、植民地、属地、保護領又は海外領土のために、同様に、各別にこの条約を廃棄することができる。

第十四条

この条約は、批准書の第一回寄託に参加した国については、その寄託に関する調書の日付の日の後一年で効力を生ずる。この条約は、その後これを批准し、又はこれに加入する国及びその後第十三条の規定に従つて効力を生ずる地域については、第十一条第二項及び第十二条第二項に定める通告書をベルギー政府が受領した後六箇月で効力を生ずる。

第十五条

いずれかの締約国がこの条約の廃棄を希望するときは、その廃棄は、書面によりベルギー政府に通告されるものとし、ベルギー政府は、他のすべての締約国に対し、直ちにその通告書の認証本を送付し、かつ、その通告書を受領した日を通報するものとする。

廃棄は、ベルギー政府がその通告書を受領した後一年で、通告を行つた国について効力を生ずる。

第十六条

各締約国は、この条約を改善するため、新たな会議の開催を要請することができる。前記の要請を行う締約国は、ベルギー政府を通じて他の締約国に対し、その意思を一年前に通告するものとし、ベルギー政府は、会議の招集の任に当るものとする。

千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで本書一通を作成した。

ドイツのために

ケラー

アルゼンティン共和国のために

ベルギーのために

ルイ・フランク

アルベール・ル・ジュニヌ

ソール

チリのために

アルマンド・ケサーダ

キューバ共和国のために

デンマークのために

スペインのために

侯爵 ヴィリャロバル

エストニアのために

プスタ

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・フィリップス

フィンランドのために

フランスのために

モーリス・エルベツ

グレート・ブリテンのために

ジョージ・グラハム

ハンガリーのために

ヴォラチツキ

イタリアのために

ジュリオ・ダネオ

日本国のために

安達謙一郎

ベルギー外務大臣エミール・ヴァンデヴェルデ閣下

にあてて千九百四十五年八月二十五日付の本使の書簡

に附属しているこの条約に關する公文で述べた留保を附して

ラトヴィアのために

メキシコのために

ノールウェーのために

オランダのために

ペルーのために

ポーランド及びダンチッヒ自由市のために

シエンベック

ポルトガルのために

ルーマニアのために

アンリ・カタルジ

セルブ・クロアチア・スロヴェニア王國のために

ドクトル ミロラド・ストラズニツキ

ドクトル ヴェロナ

ウルグアイのために

署名議定書

船荷証券に關するある規則の統一のための国際条約に署名するに當り、下名の全権委員は、この議定書を採用した。この議定書は、その関連する前記の条約の本文中にその規定が組み入れられている場合と同一の効果を有する。

締約国は、この条約に対し法令としての効力を与えることにより、又はこの条約で採択した規則を自国の

国内法令に適合する形式でその国内法令中に取り入れることにより、この条約を実施することができる。締約国は、特に、次の権利を留保する。

1 第四条(c)から(p)までに定める場合において、船荷証券の所持人が、運送人自身の過失又は(a)に掲げられていないその使用人の過失についての責任を追及することができることを規定する権利

2 内国沿岸貿易に關して、第六条の規定を、同条第三項に定める制限にかかわらず、すべての種類の物品に適用する権利

千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで本書一通を作成した。

ドイツのために

ケラー

アルゼンティン共和国のために

ベルギーのために

ルイ・フランク

アルベール・ル・ジュニヌ

ソール

チリのために

アルマンド・ケサーダ

キューバ共和国のために

デンマークのために

スペインのために

侯爵 ヴィリャロバル

エストニアのために

プスタ

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・フィリップス

フィンランドのために

フランスのために

モリス・エルベツト

グレート・ブリテンのために

ジョージ・グレーム

閣下は、この条約に署名

するに当り、英国政府のた

めに、この議定書の附屬書

に掲げる宣言を行った。

ハンガリーのために

ヴォラチツキ

イタリアのために

ジュリオ・ダネオ

日本国のために

ラトヴィアのために

メキシコのために

ノールウェーのために

オランダのために

ベルギーのために

ポーランド及びダンチツヒ自由市

のために

シエンベツク

ポルトガルのために

ルーマニアのために

アンリ・カタルジ

セルブ・クロアチア・スロヴェー

ヌ王国のために

ドクトル ミロラド・ストラ

ズニツキ

ドクトル ヴェロナ

スウェーデンのために

ウルグアイのために

ブラッセル駐在英大使たる下名

は、千九百二十四年十一月十五日に

船荷証券に関する規則の統一の

ための国際条約の署名議定書に署名

するに当り、本國政府の訓令によ

り、ここに次の宣言を行う。

本使は、英國政府が船荷証券条約

の署名議定書における最後の留保を

採択する旨を宣言する。

本使は、さらに、本使の署名がグ

レート・ブリテン及び北部アイルラ

ンドのみのためのものであること並

びに英國の自治領、殖民地、海外領

土及び保護領並びに英國皇帝陛下が

委任統治を行う各地域の第十三条の

規定に基くこの条約への加入の権利

を留保することを宣言する。

千九百二十四年十一月十五日にブ

ラッセルで

ブラッセル駐在英大使

ジョージ・グレーム(署名)

千九百二十五年八月二十五日

付のベルギー外務大臣に於て

た日本国大使の書簡の附屬の

公文

船荷証券に関する規則の統一

のための国際条約に署名するに当

り、日本国の全権委員たる下名は、

次の留保を行う。

(a) 第四条について

日本国は、新たな訓令があるま

での間、第四条2(a)の規定の受諾

を留保する。

(b) 日本国は、この条約が全面的に

内國沿岸貿易には適用されず、し

たが、内國沿岸貿易を議定書

に規定する必要はないとの見解を

有する。この条約が内國沿岸貿易

にも適用されるならば、日本国

は、内國沿岸貿易を日本国の法令

により自由に規制する権利を留保

する。

千九百二十五年八月二十五日にブ

ラッセルで

安達孝一郎(署名)

〔別紙〕

日本国政府が千九百二十四年八

月二十五日にブラッセルで署名

された船荷証券に関する規則の統

一の統一のための国際条約を批

准するに当り、留保の宣

言(案)

日本国政府は、千九百二十四年八

月二十五日にブラッセルで署名され

た船荷証券に関する規則の統一

のための国際条約を批准するに当

り、同条約第九條第一項の規定を留保

し、並びに千九百二十五年八月二十

五日付のベルギー外務大臣に於てた

日本国大使の書簡の附屬の公文(b)の

内國沿岸貿易を日本国の法令により

自由に規制する権利を有する旨の留

保を存置し、及び同公文(a)の第四条

2(a)の規定に関する留保を撤回する

ことを宣言する。

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

日本国とエジプトとの間の文化協

定の批准について承認を求めるの

件

右は本院において承認することを議

決した。

よつて国会法第八十三條により送付

する。

昭和三十三年五月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 平蔵

日本国とエジプトとの間の文化協

定の批准について、日本国憲法第七

十三條第三号ただし書の規定に基

き、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とエジプトとの間の文化

協定

日本国政府及びエジプト政府は、

両國間の文化關係を助長し、か

つ、發展せよとする共通の希望

に動かされ、また、

両國間の關係と理解を助長し、か

つ、深めることを希望して、

文化協定を締結することに決定

し、このため、次のとおりそれぞれ

の全権委員を任命した。

日本国政府

エジプト駐在日本国特命全權

大使 土田 豊

エジプト政府

外務副大臣 アブドル・

ファッターフ・ハサン

これらの全権委員は、その全権委

任状を示してそれが良好妥当である

と認められた後、次の諸条を協定し

た。

第一条

(1) 両締約国は、特に次の諸手段に

より、相手国内において自國の文

化が一層理解されるように、でき

る限りの便宜を相互に与えるもの

とする。

(a) 書籍、定期刊行物、地図及び

教材

(b) 講演、演奏会及び演劇

(c) 美術展覧会その他の文化的性

質を有する展覧会

(d) ラジオその他の類似の手段

(e) 文化的、科学的又は教育的性

質を有する映画

(2) 各締約国は、他方の締約国の文

學的又は藝術的内容の著作物の翻

訳又は複製を奨励するものとする。

第二条

両締約国は、教授、學者、学生、

技術専門家に並びに文化的、科学的及

び教育的の機關の構成員の両國間

における交換を奨励するものとする。

第三条

各締約国は、自國の大学その他の

教育又は研究の機關における他方の

締約国の文化に関する問題を取り扱

う講義の創設及び拡充を奨励するも

のとする。

第四条

各締約国は、自國の領域内におけ

る他方の締約国の文化的、科学的又

は教育的の機關の設立及び發展につ

いて、できる限りの便宜を与えるも

のとする。

第五条

各締約国は、自國の領域内にある

科学的、技術的及び工業的の機關に

おいて、他方の締約国の國民が、修

学及び研究を行い、又は訓練を受け

昭和三十三年五月十五日 参議院會議録第三十五号 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件 六四八

ることができるよう、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第六条

両締約国は、両国の文化的、科学的及び教育的の機関の間における協力を奨励するものとする。

第七条

両締約国は、いずれか一方の締約国において修学中に又は修学終了の際に大学その他の教育機関から与えられる学位及び資格証書又は当該締約国において与えられるその他の資格証書が、修学上の目的のために、他方の締約国においても同等の価値を認められるための方法及び条件を研究するものとする。

第八条

両締約国は、両国の国民及びスポーツ団体の間における運動競技をできる限り奨励するものとする。

第九条

各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民に対し、博物館、図書館その他資料編集施設の利用について便宜を与えるものとする。

第十条

(1) 各締約国は、相互の理解のため、自国の国民の相手国への旅行を奨励するものとする。

(2) 各締約国は、この協定に定める目的のためその領域を訪問する他方の締約国の国民に対し、できる限りの便宜を与えるものとする。

第十一条

両締約国は、必要なときはいつでも、この協定の実施に関する一層具体的な条件を決定し、又はこの協定の適用を確保するため、協議するものとする。

の適用を確保するため、協議するものとする。

第十二条

(1) この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われるべき批准書の交換の日に効力を生ずる。

(2) この協定は、三年間効力を有するものとし、いずれか一方の締約国が、この協定を終了させる意思を、他方の締約国に対して、それぞれ三年の期間が満了する六箇月前に通告しない限り、さらにそれぞれ三年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

(3) この協定は、日本語、アラビア語及び英語によるものとする。解釈の相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十七年三月二十日にカイロで、本書二通を作成した。

日本国政府のために
土田豊

エジプト政府のために
A. F. ハサン

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月六日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

日本国とイランとの間の文化協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕
日本国とイランとの間の文化協定
日本国政府及びイラン政府は、相互の利益のため、両国を結ぶ文化的のきずなを維持し、かつ、緊密にすることをひとしく希望して文化協定を締結することに決定し、このため、次のとおり全権委員を任命した。

日本国政府
外務大臣 岸信介
イラン政府
日本国駐在特命全権大使 ホ
セイン ゴズ ナカイ

これらの全権委員は、その全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条

両締約国は、文化、学術、科学、技術、芸術、教育及びスポーツの分野における両締約国の国民の間の良好なかつ有効な協力を維持するため、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

1 両締約国は、教授、学者、学生その他科学的及び文化的活動に従事する者の両国間における交換を奨励するものとする。

第二条

2 両締約国は、自国において相手国の文化が一層理解されるように、演奏会、演劇、美術展覧会その他の文化的性質を有する展覧会及び運動競技会の開催をできる限り奨励するものとする。

両締約国は、同様に、書籍、定期刊行物その他の各種の出版物、音盤及び科学的、教育的又は文化的性質を有する映画の頒布並びに自国における相手国のラジオ放送を奨励するため、便宜を相互に与えるものとする。

第三条

両締約国は、自国の大学その他の教育又は研究の機関における相手国の言語、文学、芸術若しくは歴史又は当該相手国の文化に関するあらゆる問題を取り扱う講義の拡充及び創設をできる限り奨励するものとする。

第四条

両締約国は、いずれか一方の締約国の国民が、相手国において修学又は研究を行うことができるように、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第五条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、テヘランで行われるべき批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。

この協定は、五年間効力を有する。いずれか一方の締約国が、この協定を終了させる意思を五年の期間が満了する少くとも六箇月前に通告しない限り、この協定は、それぞれ五年の期間、その効力を延長されるものとする。

第六条

以上の証拠として、署名調印のために任命された全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十七年四月十六日に東京で、フランス語により、本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

イランのために

H. ゴズ ナカイ

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月七日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

六四九

陸海物品運送法案
國際海上物品運送法

(適用範圍)

第一条 この法律は、船舶による物品運送で、船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに適用する。

(定義)

第二条 この法律において「船舶」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。

2 この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び備船者をいう。

3 この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する備船者及び荷送人をいう。

(運送品に関する注意義務)

第三条 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

2 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用する者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災(運送人の故意又は過失に基づくものを除く)により生じた損害には、適用しない。

第四条 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免れることができない。

2 運送人は、次の事実があつたこと及び運送品に関する損害がその

事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免れる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

一 海上その他可航水域に特有の危険
二 天災
三 戦争、暴動又は内乱
四 海賊行為その他これに準ずる行為
五 裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分
六 荷送人若しくは運送品の所有者又はその使用する者の行為
七 同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為
八 海上における人命若しくは財産の救助行為又はその他のためにする離陸若しくはその他の正当な理由に基づく離陸
九 運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥
十 運送品の荷造又は記号の表示の不完全
十一 起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥

3 前項の規定は、第九条の規定の適用を妨げない。

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第五条 運送人は、自己又はその使用する者が発航の当時次の事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

一 船舶を航海に堪える状態にあること。
二 船員を乗組ませ、船舶を航行し、及び備品を補給すること。
三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態にあること。

2 運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免れることができない。

(船荷証券の交付義務)

第六条 運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券(以下「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならぬ。運送品の船積前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券(以下「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

(船荷証券の作成)

第七条 船荷証券には、次の事項(受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く)を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。

一 運送品の種類
二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
三 外部から認められる運送品の状態
四 荷送人の氏名又は商号
五 荷受人の氏名又は商号
六 運送人の氏名又は商号
七 船舶の名称及び国籍
八 船積港及び船積の年月日
九 陸揚港
十 運送貨
十一 数通の船荷証券を作つたときは、その数
十二 作成地及び作成の年月日

2 受取船荷証券と引換に船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載しなければならない。

(荷送人の通告)

第八条 前条第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならない。

2 前項の規定は、同項の通告が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び同項の通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号については、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、また同様とする。

3 荷送人は、運送人に対し、第一

項の通告が正確であることを担保する。

(船荷証券の不実記載)

第九条 船荷証券に事実と異なる記載がされた場合には、運送人は、その記載につき注意が尽されたことを証明しなければ、その記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

(準用規定)

第十条 商法第五百七十三条から第五百七十五条まで、第五百八十四条及び第七百七十条から第七百七十五条までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。

(危険物の処分)

第十一条 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができぬ。

2 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

3 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知つていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができぬ。

4 運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わぬ。

(荷受人等の通知義務)

第十二条 荷受人又は船荷証券所持

人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を發しなればならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を發すれば足りる。

2 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。

3 前二項の規定は、運送品の状態が引渡の際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。

4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人と、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならぬ。

(責任の限度)

第十三条 運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、十万円を限度とする。

2 前項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。

3 前項の場合において、荷送人が実額を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わぬ。

4 第二項の場合において、荷送人が実額より著しく低い価額を故意

に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。

5 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

(責任の消滅)

第十四条 運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日(全部滅失の場合には、引き渡されるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。ただし、運送人に悪意があつたときは、この限りでない。

(特約禁止)

第十五条 第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3 第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚げ後の事実により生じた損害には、適用しない。

4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

(特約禁止の特例)

第十六条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

第十七条 前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

第十八条 第十五条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積の運送には、適用しない。

2 前項の運送につき第十五条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に對抗することができない。甲板積の運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、また同様とする。

(船舶先取特権)

第十九条 船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、船舶が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができるときは、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権と商法第八百四十二条の先取特権とが競合する場合には、同項の先取特権の優先権

の順位は、同条第九号の先取特権と同一順位とする。

3 商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

(商法の適用等)

第二十条 第一条の運送には、商法第七百三十八条、第七百三十九条、第七百五十九条及び第七百六十六条から第七百七十六条までの規定を除く外、同法を適用する。

2 商法第五百七十六条及び第五百七十八条から第五百八十三条までの規定は、第一条の運送に準用する。

(郵便物の運送)

第二十一条 この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

附 則

1 この法律は、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約が日本国に對して効力を生ずる日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に締結された運送契約には、適用しない。

3 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦外にあるものとみなす。

○山本米治君登壇、拍手

「山本米治君登壇、拍手」

○山本米治君 ただいま議題となりました國際海上物品運送法案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果につき御報告いたします。

本法案は、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための國際条約の批准に伴い、これを国内法として立法化しようとするものであります。元來、わが商法は条約に比して、海上運送人に重い責任を負わせ、しかも、これを軽減する特約を禁止しておりますので、わが國の海運業者は、戦後、海運業の復興に伴い、國際競争上不利な立場にあるのであります。そこで、本法案は、条約にのっとり、海上運送人の責任を軽減すること、船荷証券に関する関係人の利害を調整することを目的として提出されたものであります。

その内容のおもなる点は次の通りであります。まず、運送人の免責約款について申し上げますと、第一に、海上物品運送で、船積み港または陸揚げ港が本邦外にあるものに適用すること、第二に、船舶の航海にたえる能力を保持する責任が、従來、無過失責任であつたものを過失責任に改めること、第三に、商業上の過失については損害賠償の責任を負うが、航海上の過失により生じた損害については損害賠償の責任を負わないものとし、さらに、海上の危険等により生じた損害について免責方法を輕くすること、第四に、その損害賠償責任は、特約のない限り、原則として一包または一単位につき十万円を限度とすること、第五に、その損害賠償責任を免除し、または軽減する特約は幾つかの特例を除き無効とするのと等、商法の規定に対する大幅な特例を設けております。

次に、船荷証券について申し上げますと、まず第一に、船荷証券に運送品の

種類及び数量を記載するについては、荷送り人に書面による通告を正確にしなければならぬ責任を負わせると同時に、運送人にも原則として、その通告に従って記載すべき責任を負わせ、運送人が不注意により事実と異なる記載をしたときは、善意の船荷証券所持人に対抗することができないこととして、船荷証券の信用を高め、その流通性を増すようにすること、第二に、運送品の一部滅失または損傷があった場合、荷受人が運送人に對し、その損害通知をすべき期間については、商法では二週間となつておりますが、これを受け取りの日より三日とすること、第三に、荷送人の便宜を考慮して、受取船荷証券の制度を設けておること等でありました。

以上が本法案の提案の理由並びにその大要であります。

さて、本法案は四月六日、本委員会に付託され、四月十六日、政府当局より提案理由を聴取し、その後二回にわたり慎重に審議いたしました。それらの内容につきましては会議録をごらん願うことといたします。

かくて五月十四日、討論に入りまして、別件に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、学校教育法の一部を改正する法律案

日程第八、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)

日程第九、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案(衆議院提出)

日程第十、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案(文教委員長提出)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

日程第七より第九につきましては委員長の報告を、日程第十につきましては提出者の趣旨説明を求めます。文教委員長岡三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

学校教育法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百二条の二 第二十二條第一項又は第三十九條第一項に規定する養護学校における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間は、これらの規定により精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女を小学校又は中学校に就学させる義務を負う保護者がその子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させているときは、その保護者は、これらの規定による義務を履行しているものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び、学校を」と、

学校及び養護学校に改める。

手当の下に、時間外勤務手当(事務職員に係るものとする)を加える。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び、学校を」と、

学校及び養護学校に改める。

手当の下に、時間外勤務手当(事務職員に係るものとする)を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により市町村立の養護学校の教職員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七條第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に關しては、同法附則第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定の例による。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四條(市町村立学校教職員給与の都道府県負担)

第四條 都道府県は、市町村立学校教職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の定めるところにより、市町村立の養護学校の教職員の給料その他の給与を負担する。

第五條第一号中「中学部の」を「中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の五第二項中「公立養護学校整備特別措置法第四條第一項に規定する」を削る。

第五條第一号中「中学部の」を「中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の五第二項中「公立養護学校整備特別措置法第四條第一項に規定する」を削る。

(時間外勤務手当に係る改正規定の適用)

5 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用があるものとする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律

国立又は公立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ)の事務職員(文部事務官である者又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二條第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ)が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定

にかかわらず、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条の規定を準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際、現に結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされている国立又は公立の学校の事務職員に対しては、この法律の施行の日において休職を命ぜられたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、当該休職の期間には、従前の休職期間を通算するものとする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和三十一年五月十四日

提出者

文教委員長 岡 三郎

参議院議長松野鶴平殿

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行うとともに、当該補償に要する経費についての費用負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補償義務)

第二条 地方公共団体は、その設置する学校(学校教育法昭和二十二

年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)の非常勤の学校医(以下「学校医」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。

(補償の種類)

第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医の公務上の災害に対する補償(以下「補償」という。)の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給)
- 二 休業補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときにおける補償)
- 三 障害補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおかつた場合においてなお存する身体障害に対する補償)
- 四 遺族補償(学校医が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償)
- 五 葬祭補償(学校医が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償)
- 六 打切補償(学校医が療養補償開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における補償)

(補償の範囲、金額、支給方法等)
第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。ただし、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「義務教育諸学校」という。)の学校医に関するものについては、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師として医療に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

(都道府県の負担)
第五条 都道府県は、市町村立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費を負担しなければならない。

(国の負担)
第六条 国は、公立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費の二分の一を負担する。

(協議)
第七条 市町村の教育委員会は、第五条に規定する学校医に係るこの法律による補償を行う場合においては、あらかじめ都道府県の教育

委員会と協議しなければならない。

(審査)

第八条 この法律による公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に対し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができ、

2 前項の請求があつたときは、当該都道府県の人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該教育委員会に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(損害賠償の免責)
第九条 地方公共団体は、この法律による補償を行った場合において、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法(昭和二十二年法律第七十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)
第十条 地方公共団体は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合においてこの法律による補償を行ったときは、その価額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、この法律による補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害

賠償を受けたときは、地方公共団体は、その価額の限度において、この法律による補償の責を免れる。

(補償を受ける権利)

第十一条 学校医が離職した場合においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(時効)
第十二条 この法律による補償を受ける権利は、二年間行われないときは、時効により消滅する。

(非課税等)
第十三条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第十四条 この法律による補償に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)
第十五条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医の戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理人に対して無料で証明を請求することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「第十三条(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」の下に、「公立学校の学

校医の公務災害補償に関する法律
(昭和三十三年法律第三号)第三
条第三号を加える。

第五十六条第三号中「第十三条」
の下に「公立学校の学校の公務
災害補償に関する法律第三号第
三号」を加える。

第六十四条中「第十五条(他の
法律において準用する場合を含
む)」の下に「公立学校の学校の
公務災害補償に関する法律第三
条第四号」を加える。

地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第二百六十二条第六号中「国家
公務員災害補償法(昭和二十六年
法律第九十一号。防衛庁職員給
与法第二十七条第一項において準
用する場合を含む。以下同じ。)」

の下に「公立学校の学校の公務
災害補償に関する法律(昭和三十
三年法律第三号)」を加える。

第六百七十二条第六号中「国家
公務員災害補償法」の下に「公立
学校の学校の公務災害補償に関
する法律」を加える。

【岡三郎君登壇、拍手】

○岡三郎君 ます、ただいま上程され
ました文教委員会付託の三法案につ
きまして、委員会における審議の経過と
結果を御報告申し上げます。

最初に、学校教育法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

本法律案は、養護学校の義務制がい
まだ実施されていないために、養護学
校に子女を就学させている保護者の立
場からは、就学の義務を履行している

ものと同様の事情にありながら、就学
義務の猶予または免除を受けて就学さ
せなければならぬことになっている
点について、これを小、中学校に就学
させる場合と同様の取扱いはしてほし
いとの強い要望がなされていることに
かんがみ、義務制実施までの暫定措置
として、養護学校における就学を就学
義務の履行とみなすことにより、養護
学校への就学を容易にすることとし、
このための規定を学校教育法に設ける
ことを、政府の提案理由及びその内容
といたしております。

委員会の審議におきましては、格別
の質疑もなく、討論に入りましたが、
特に意見もありませんでしたので、直
ちに採決の結果、全会一致をもって本
案は原案通り可決すべきものと決定し
ました。

次に、市町村立学校職員給与負担法
の一部を改正する法律案について申し
上げます。本案は、衆議院において修
正議決されております。

まず、政府の本案提出の理由を申し
上げますと、次の通りであります。市
町村立の養護学校の教職員の給料その
他の給与は、公立養護学校整備特別措
置法によって、昭和三十三年度から都
道府県が負担することとなりましたが、
現行の市町村立学校職員給与負担
法第一条及び第二条に規定する教職員
については、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律並びに地方自治法の
一部を改正する法律によって、その任
免その他の進退を都道府県の教育委員
会が行うこととなり、また、退職年金
等の基礎となる在職期間の通算に關する
措置が講じられることとなりました
ので、今後、養護学校の整備促進のた

めには、市町村立の養護学校の教職員の
身分取扱い等については、市町村立
の盲学校、ろう学校の教職員と同様に
措置することが適当であるということ
であります。

法案は、以上の趣旨により、市町村立
の養護学校の教職員を、市町村立学校
職員給与負担法第一条に規定する教職
員とするともに、関係法律の整備を
行うことを内容といたしております。

次に、衆議院における修正点につ
いて申し上げます。従来、市町村立義務
教育諸学校の事務職員にかかる時間外
勤務手当は、都道府県負担の対象とな
らず、その全額が当該学校の設置者た
る市町村の負担となっていた関係上、
ややもすれば市町村財政の大小によっ
て左右され、その適正な額の支
給がなされていないという実情があるか
ら、これらの学校の事務職員にかかる
時間外勤務手当を、他の給与と同様に
都道府県負担と規定し、その実支出額
の二分の一を国に負担させることに
よって、義務教育の円滑な実施に資
しようとする趣旨でございます。

委員会の審議におきましては、矢
嶋、松永両委員から、寮母に対する時
間外勤務手当支給、寮母に対する調整
号俸の合理的取扱い、養護学校におけ
る教育の義務制の実施、養護学校にお
ける教育の振興及び特殊学級の設置促
進等の諸点について、熱心な質問が展
開されましたが、これらの質疑内容と
政府及び修正案提案者の答弁の内容と
詳細については、会議録に譲ることと
いたします。

質疑を終り、討論に入りましたこと
ろ、矢嶋委員より、「養護学校教育の義
務制のすみやかな実施を強く要望」し

て賛成意見の開陳があり、また同委員
から、各派を代表して、本案可決に際
し、次の付帯決議を付すべき旨の提案
がなされました。

決議案を朗読いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一
部を改正する法律案を可決するに際
し、本委員会は、政府に対し次の通
り要望する。

盲学校、聾学校及び養護学校にお
いて特殊教育に携わる寮母について
は、その勤務の特殊性にかんがみ、
これに対し時間外勤務手当等を支給
すること、及びその経費の地方負担
を義務教育費国庫負担法の対象とす
ることについて、すみやかに適切な
措置を講ずること。

かくて採決の結果、本案は全会一致
をもって可決すべきものと決定いたし
ました。続いて、付帯決議案について
採決いたしましたところ、これまた全
会一致をもって可決いたしました。

次に、国立及び公立の学校の事務職
員の休職の特例に関する法律案につ
いて申し上げます。

本法律案は、衆議院議員提案にかか
るものであります。その趣旨は、大
学を除く国立または公立の学校の事務
職員が、結核性疾患のため長期の休養
を要する場合に該当して休職されたこ
とは、当該休職の期間及びその期間中
の給与については、教育公務員特例法
の規定を準用し、教員と同様な措置を
行おうとするものであります。

委員会の審議におきましては、現在
休職となっている者の療養期間の認
定、高等学校以下の事務職員の身分に
ついての取扱い等の問題について熱心
な質問が展開されましたが、これらの

質疑と提案者及び政府の答弁の詳細に
ついては、会議録に譲ることといたし
ます。

質疑を終り、討論に入りましたこと
ろ、湯山委員より、「事務職員の配置状
況の改善をはかること、市町村費また
はPTA負担の職員をすみやかに県費
負担の職員とすること」の二点につ
いての要望を付して賛成意見が開陳さ
れました。

かくて採決の結果、本案は、全会一
致をもって可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、文教委員会提出の公立学校の
学校医の公務災害補償に関する法律案
につきまして、提案の理由と内容の概
要を御説明申し上げます。

学校医は、学校教育法施行規則に
よりまして各学校に置かれておりま
す。これら学校医は、教職員の保健活
動、児童生徒の健康管理はもちろ
修学旅行、遠足、運動会等の学校行事
の企画運営等にも参画いたし、学校保
健にきわめて重要な職務を担っており
ます。現在、公立の学校におきまして
の学校医の身分は、地方公務員法にお
きまして特別職の非常勤職員となつて
おります。従いまして、これらの学校
医が学校の教育活動におきまして、公
務上災害をこうむりまして、その補
償が受けられないことになっておりま
す。去る昭和二十四年七月、熊本県津
森小学校の修学旅行に同行いたしまし
た一学校医が、突風による乗船の転覆
事故によって遭難し、二十二名の児
童、一名の教師とともに殉職いたしま
した事件は、当時、天下の耳目を聳動
させたのでありますが、学校医の公

以下、本案の内容のおもな点について申し上げます。

致をもちまして、ここに委員会提案として発議いたした次第であります。な

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

項第二号の調査」を「第二条第一項第

(地籍調査に関する都道府県計画等)

六五五

定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。

3 都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認をする場合においては、第九条の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内においてしなければならない。

5 第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところにより公示するとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。

(事業計画の実施等)

第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第五項の規定により公示された事業計画に基く地籍調査を行うものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する計画及び第三条第二項の作業規程の準則に基づく作業規程を作成して、都道府県に於ては内閣総理大臣に、市町村又は土地改良区等に於ては都道府県知事に届け出なければならない。

第七條を次のように改める。

(国土調査の実施の公示)

第七條 国土調査を実施する者は、当該国土調査の開始前に、政令で

定めるところにより、公示しなければならない。

第九條の次に次の一条を加える。

(経費の負担)

第九條の二 都道府県は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により市町村又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により都道府県が行う地籍調査に要する経費の三分の二又は前項の規定により都道府県が負担する経費の十分の八を負担する。

3 前項の規定により国が負担する経費は、第六条の三第三項の承認に係る金額を限度とするものとする。

第十二條第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条の二第一項の規定による特定計画の設定

第十五條中第三号を第四号とし、

第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条の三第一項の規定による都道府県計画の設定

第二十條の次に次の一条を加える。

(職権登記)

第二十條の二 前条第二項の規定により土地台帳の記載を改めた場合において、登記簿における当該土地又はその所有権の登記名義人の表示が土地台帳と符合しないときは、登記所は、遅滞なく、土地台帳に基いて、当該土地の表示又は

所有権の登記名義人の表示の変更の登記をしなければならない。

2 前項の登記の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(調査等に対する警告)

第二十三條の二 内閣総理大臣は、国の機関その他これに準ずる者で政令で定めるものがその所有又は管理する土地について地籍調査に類する調査又は測量を行う場合において、その正確さを確保し、又は重複を除くため必要があると認めるときは、その調査又は測量につき警告することができる。

第三十二條中「第五條第四項及び第六條第三項の指定を受けて」を「第五條第四項若しくは第六條第三項の規定により指定を受け、又は第六條の三第二項の規定により定められた事業計画に基いて」に改める。

第三十二條の次に次の一条を加える。

(代位登記)

第三十二條の二 地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合筆があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、当該土地の所有権の登記名義人又はその相続人に代り土地の表示若しくは所有権の登記名義人の表示の変更又は相続による所有権の保存若しくは移転の登記を申請することができる。

2 前項の登記の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條第一項を次のように改める。

この法律中市町村又は市町村長に關する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前において改正前の国土調査法第二十條第二項の規定により土地台帳の記載を改めた場合における改正後の同法第二十條の二第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二 国土調査法第三十二條の二第一項ノ規定ニ依ル土地ニ關スル登記

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本道路公団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年五月十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 龍平

日本道路公団法の一部を改正する法律案

法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條」を「第三十九條の二」に改める。

第十九條第五号中「前四号」を「前五号」に、「委託により」を「委託に基づき」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 高速自動車國道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。

第十九條に次の二項を加える。

2 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

一 前項第一号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の政令で定める施設(以下「事務所等」といふ)を、当該道路の新設又は改築に伴つて公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、前項第一号の道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3 公団は、第一項第四号及び前項の業務を行う場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十条中「第十九条第一号及び第二号」を第十九条第一項第一号及び第二号に改める。

第六章第三十九条の次に次の一条を加える。

(他の法令の準用)

第三十九条の二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第四十一条第三号中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

○中山福蔵君 たいだいま議題となりました国土調査法の一部を改正する法律案並びに日本道路公団法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国土調査法の一部を改正する法律案について申し上げます。国土調査法は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する目的をもつて昭和二十六年に制定せられたのであります。以来、基準点測量より逐次事業を実施するとともに、各種原則の整備等を進めて参つたのであります。

また、今日までの経過にかんがみまして、地籍調査事業を一そう促進し、かつ地籍の明確化をはかりとするのが本法案の趣旨であります。

その内容について申し上げますと、第一は、地籍調査の実施方式についてであります。すなわち、特にすみやかに地籍調査を実施する必要があると考える地域については、国が地方公共団体と協議の上、計画を設定し、この計画に基づいて地籍調査の実施を推進することにしたのであります。第二は、地籍調査の成果の取扱いについてであります。本調査は、土地に関するきわめて正確な調査であります。従つて、この調査の成果に基づいて、単に土地台帳を訂正するだけでなく、不動産登記簿の訂正までも行い得るよう特別の措置を講じ、土地の権利関係について明確化をはかることとしたのであります。

次に、本委員会における質疑のおもなる点を申し上げますと、「現在まで、各地域において地籍調査が実施されてはいるが、その調査の結果、どの程度、公団面よりなわ延びがあつたか、もしなわ延びがある場合、調査の結果が土地台帳の訂正となるのであるから、固定資産税に影響してくる。課税するに当つて、調査済み地域と未調査地域との間に、担税の不均衡を生ずる結果となるが、これに対する措置いかん」という点についてであります。これについて経済企画庁長官は、「現在

まで、地籍調査を実施した地域について、多少のなわ延びのあることは事実である。従つて、本調査の成果が土地台帳が訂正することになり、固定資産税に影響することになる。なわ延びがある場合においては税の増徴となる。

しかし、一市町村の一部の地域の調査において、直ちにその成果によつて課税するのはなく、一市町村全域にわたつて調査が完了した地域を対象とすることと考えている。さらに、自治庁長官から「固定資産税を課するに当つては、一市町村全域の調査が完了して、不均衡を生じないよう、慎重に行政指導等によつて措置して行きたいと考えているが、本調査が長年にわたるようであれば、さらに検討を加えるようにしたい」と旨のそれぞれの答弁がありました。なお、詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、「地籍調査の成果に基づいては、未調査の地域と税の不均衡を生じないよう特別の指導が行われ、慎重に実施されることを希望して賛成する」と旨の発言がありました。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、日本道路公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。日本道路公団は、有料道路の建設管理を総合的かつ効率的に行ふことを目的として、昭和三十一年四月設立されたのであります。さきに今国会において成立いたしました高速自動車国道法及び道路整備特別措置法の一部を改正する法律に基き、同公団より、料の高速

自動車国道の建設、管理に当ることになったのであります。これに關し、必要な施設の建設及び管理を同公団をして行わしめんとするのが本法案の趣旨であります。

すなわち改正の要点は、第一に、高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所、その他の施設で、政令で定めるものの建設及び管理を行うことを新たに公団の業務に加えておきます。第二に、公団は、高架の有料道路の新設、改築に關し取得した土地において、高架構造物と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の施設を建設、管理することを、建設大臣の認可の上でできることとしたし、また、委託に基づき、これらの施設を建設することができるとしたのであります。なお、これらの業務を行う場合の基準を政令で定めること、不動産登記法及び政令で定めるその他の法令の適用について、公団を国と同様に取扱いすること等を規定しております。

次に、本案についての質疑のおもなる点は、右の政令の基準の内容、委託によつて建設した施設の所有権登記並びに転売に關する取扱い等でありまして、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

なお、「賃貸料、委託料はあまり安くきめると利権を与えることになるから、できるだけ高くすべきであり、委託による建設は好ましくない」との意見があり、これに対しては、「賃貸料、委託料は近傍類似の企業の実績を考慮して定め、委託による建設はできるだけ避けたい」との答弁がありました。かくて、質疑を終了して、討論に入

りました。別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立を認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十三、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長戸叶武君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

モーターボート競走法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平君

(小ま及び)は衆議院修正
モーターボート競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「モーターボートの性能の向上等品質の改善、モーターボートに関する海外宣伝その他モーターボートの〇〇を、モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの〇〇に改める事案及び海難防止に関する事案」

「第二章 施行者並びにモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会」を削る。

第二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することが出来る。

3 自治庁長官は、第一項の規定により指定された市町村が一年以上引き続き競走を行わなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

第三条中「(以下「競走会」といふ。)」を削る。

第四条を次のように改める。

(競走場の設置)
第四条 競走の用に供するモーターボート競走場(以下「競走場」といふ。)を設置しようとする者は、運輸省令の定めるところにより、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、運輸省令の定めるところにより、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、運輸省令の定めるところにより、あらかじめ公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置、構造及び設備が運輸省令で定める公安上及び競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることが出来る。

5 運輸大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することが出来る。

6 運輸大臣は、第一項の許可を受けた者(以下「競走場設置者」といふ。)が一年以上引き続き当該競走場を競走の用に供しなかつたときは、同項の許可を取り消すことができる。

「第三章 競走の実施」を「第二章 競走の実施」に改める。

第五条中「競走場」を「前条第一項の許可を受けて設置された競走場で」に改める。

第六条中「競走場」を削り、「全国競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。

第九条を次のように改める。

(勝舟投票券の購入等の禁止)
第九条 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 競走に関係する政府職員及び施行者の職員にあつては、すべての競走

二 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

の役員並びに競走の選手にあつては、すべての競走

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝舟投票券の発売等、競走場内の整理及び警備その他競走の事務に従う者にあつては、当該競走

第九条の次に次の一条を加える。

第九條之二 学生生徒及び未成年者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十条第一項中「の払戻金」を削り、「あん分しての下に」を「払戻金としてを加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の払戻金の額が勝舟投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3 第一項の払戻金の額が政令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「その順位で」を削る。

第十四条中「三十日」を「六十日」に改める。

第十六条中「全国競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。

第十七条中「維持するため」を「維持し、且つ、競走の公正及び安全を確保するため」に改め、「入場者の整理」の下に、「選手の出場に関する適正な条件の確保を加える。

第十八条中「競走会」を「モーターボート競走会」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

(競走場の維持)
第十八條之二 競走場設置者は、その競走場の位置、構造及び設備を第四条第四項の運輸省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

「第四章 収入及び支出」を「第三章 収入及び支出」に改める。

第十九条及び第二十条を次のように改め、第二十一条及び第二十二条を削る。

(全国モーターボート競走会連合会への交付金)
第十九条 施行者は、一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を全国モーターボート競走会連合会に交付しなければならない。

(モーターボート競走会への交付金)
第二十条 施行者は、モーターボート競走会に競走の実施を委任したときは、一回の開催による勝舟投票券の売上金の額に応じ、その額の百分の五以内において運輸省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しなければならない。

第二十条の次に次の一章を加える。

第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

(モーターボート競走会)
第二十一条 モーターボート競走会(以下本章中「競走会」といふ。)は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一個を限り設立するものとする。

2 競走会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される法人とする。

3 競走会の役員は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 競走会は、毎事業年度開始前に、運輸省令の定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しうとするときも、同様とする。

5 競走会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(全国モーターボート競走会連合会の設立、目的及び法人格)
第二十二条 すべての競走会は、国内において一個の全国モーターボート競走会連合会(以下本章中「連合会」といふ。)を設立し、又はこれに加入し、その会員となるものとする。

2 連合会は、競走の公正且つ円滑な実施を図るとともに、モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業〇〇の振興に資することを目的とする。

3 連合会は、民法第三十四条の規定により設立される法人とする。

(連合会の監事)
第二十二條の二 連合会には、監事を置かなければならない。

(連合会の役員解任)
第二十二條の三 運輸大臣は、連合会の役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は連合会の役員に職務上の義務違反その他連合会の役員たるに適しない非行があると認めるときは、連合会に対し、これを解任すべき旨を命ずることができ

る。
(連合会の業務)
第二十二條の四 連合会は、第二十二條第二項に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。
一 競走の審判員及び選手並びに競走に使用するポーター及びモーターの登録を行うこと。
二 選手の出場にあつせん、審判員及び選手の養成及び訓練その他競走の公正且つ円滑な実施を図るため必要な業務
三 モーターポーター、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うこと。
四 モーターポーター、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要とする事業の振興を目的とする事業を補助すること。
五 第十九條の規定による交付金の受入を行うこと。
六 前三号に掲げるものの外、モーターポーター、船舶用機関又は船舶用品の製造に関する事業

○又は海運防止に関する事業
業の振興を図るため必要な業務

(交付金の運用)
第二十二條の五 連合会は、第十九條の規定による交付金を、前条第三号から第六号までに掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2 連合会は、前条第三号から第六号までに掲げる業務に関する経理を、他の業務に関する経理と区分して行わなければならない。
3 連合会は、事業計画及び収支予算に基いて、運輸省令の定めるところにより、四半期ごとに、第十九條の規定による交付金の運用計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 運輸大臣は、第十九條の規定による交付金の運用に關し、必要があるとき、連合会に対し、運用計画を変更すべき旨の命令その他必要な命令をすることができ、
(連合会の解散)
第二十二條の六 連合会の解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
2 連合会が解散した場合は、連合会に属する第二十二條の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る財産は、国に帰属する。
(準用)
第二十二條の七 第二十一條第三項から第五項までの規定は、連合会について準用する。

第五章第二十三條の前に次の一条を加える。
(秩序維持等に関する命令)
第二十二條の八 運輸大臣は、競走場の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、施行者、モーターポーター競走会、全国モーターポーター競走会連合会又は競走場設置者に対し、選手の出場又は競走場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競走場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができ、

第二十三條を次のように改める。
(競走の開催の停止等)
第二十三條 運輸大臣は、施行者がこの法律若しくはこれらに基く処分を命令若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその施行に係る競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該施行者に対し、競走の開催を停止し、又は制限すべき旨を命ずることができ、
2 運輸大臣は、モーターポーター競走会、全国モーターポーター競走会連合会若しくは競走場設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその関係に係る競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該モーターポーター競走会、全国モーターポーター競走会連合会又は当該競走場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができ、

3 運輸大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。
第二十三條の次に次の一条を加える。
(競走場の設置の許可の取消)
第二十三條の二 運輸大臣は、競走場設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競走場の設置の許可を取り消すことができる。
第二十五條を次のように改める。
(報告及び検査)
第二十五條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施行者、モーターポーター競走会、全国モーターポーター競走会連合会若しくは競走場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務若しくは競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十六條中「競走場その他及び「競走場、」を削る。
第六章を次のように改める。
第六章 罰則
第二十七條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第二條第四項の規定に違反した者
二 競走に關して、勝舟投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者
第二十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第九條各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競走に關し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
二 業として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者
第二十九條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第九條の規定に違反した者
二 第二十七條第一号の違反行為の相手方となつた者
三 第九條第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に關し第二十七條第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第九條各号に掲げる者以外の者であつて第二十七條第二号

の違反行為の相手方となつたもの

第三十条 第九条又は第九条の二の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝算投票券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十二條の五第一項の規定に違反する行為があつた場合は、その行為をした全国モーターボート競走会連合会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十四条 モーターボート競走会若しくは全国モーターボート競走会連合会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走

に關してわいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十五条 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行ふべき競走に關して請託を受けてわいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第三十六条 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十七条 第三十四條又は第三十五條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十八條 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした

者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十九條 競走においてその公正を害すべき方法による競走をすることを共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十條 左の各号に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボート競走会又は全国モーターボート競走会連合会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十一條第四項(第二十二條の七において準用する場合を

別表

売上金の額	全国モーターボート競走会連合会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の千分の十。但し、売上金の額の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の千分の十三。但し、売上金の額の九百四十が八千万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売上金の額の千分の十五。但し、売上金の額の九百四十が一億八千万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。但し、売上金の額の九百三十二が一億八千万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百八十万円との差額の千分の二百五十

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律(附則第十二項を除く。以下同じ。)の施行の日の前後にまたがつて開催される競走については、改正後の第十九條及び第二十條の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に改正前

合む。又は第二十二條の五第三項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二十一條第五項(第二十二條の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第二十二條の五第二項の規定に違反したとき。

別表を次のように加える。

4 この法律の施行の際現にモーターボート競走会又は全国モーターボート競走会連合会の役員地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

5 この法律の施行の際現に全国モーターボート競走会連合会に属する自転車競技法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百六十九号)第二條第一項の業務に係る財産は、改正後の第十九條の規定による交付金とみなす。

6 この法律の施行の日の属するモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十一條第四項(第二十二條の七において準用する場合を含む。)中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「モーターボート競走法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第

号)の施行後遅滞なく」とする。

7 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 全国モーターボート競走会連合会は、当分の間、運輸大臣の認可を受けて、改正後の第十九條の規定による交付金の運用に關する業務の一部を商工組合中央金庫に委託することができる。

9 全国モーターボート競走会連合会が、前項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

10 商工組合中央金庫は、当分の間、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条の規定にかかわらず、全国モーターボート競走会連合会の委託を受けて、改正後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務を行うことができる。

(限時的効力)
11 改正後の第十九条及び第二十二條の四第三号から第六号までに規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

(自転車競技法等の臨時特例に関する法律の改正)
12 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

【月叶武君登壇、拍手】

○戸叶武君 たいはい上程されましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本改正案のおもなる内容を簡単に申し上げますと、その一つは、本年九月末日に失効する自転車競技法等の臨時特例に関する法律に伴うもので

ありまして、その内容を具体的に申し上げますと、第一に、国庫納付金制度を全国モーターボート競走会連合会への交付金制度に改められております。第二に、連合会の業務に、モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造事業の振興業務を加えるとともに、交付金は、この振興業務以外の経費に充てることを禁止し、振興業務関係の経理は他の業務のそれと区分して行わせることにしております。第三に、交付金の運用計画を運輸大臣の認可事項とし、必要な場合は変更命令をなし得ることとあります。第四は、連合会の解散の決議を認可事項とし、解散の場合、この振興業務にかかるとる財産は国に帰属するものとしております。この交付金制度及び連合会の振興業務につきましては、三年間の限時的な措置とされております。

次は、モーターボート競走運営の適正をはかるための改正でございます。第一は、競走場の設置を許可制とすることとあります。すなわち、競走場の設置については、従来、連合会への登録制が定められておりましたが、これを運輸大臣の許可制とし、競走場設置者に対し許可基準の維持義務を定めております。第二に、競走会及び連合会につきましては、役員任免、事業計画及び収支予算を認可制としていくことであります。第三に、施行者、競走会、連合会及び競走場設置者に対しては、競走場の秩序維持等のため、選手の出場に関する条件を適正にすべき命令、競走場の修理の命令等をなす得るほか、それぞれ特定の場合におきまして、競走の開催の停止及び制限、業務の停止及び

制限等の命令をなし得ることとしております。その他、モーターボート競走の健全化のため、払戻金の最高限度額を定め得ることとし、また、勝舟投票券購入禁止の適用範囲を拡大していることとあります。

委員会におきましては、柴谷委員より、競走の開催日数の制限について、松浦委員より、競走場における臨時雇の従業員の特遇問題、及び市川委員より、モーターボート競走の社会に与える悪影響について、それぞれ質疑が行われたのであります。これらの質疑に対し、政府委員は、現在のところ、月十二日の開催日数をさらに制限する考えはない、また、競走場における臨時雇の従業員の待遇問題については、よく実情を調査の上で善処したい、また、モーターボート競走の社会に与える悪影響の軽減については、この法律案においても考慮されておられ、また、モーターボート競走は射幸性もあるが、一方、機械力による水上スポーツとしての特性もあり、この面から善導して行きたいとの趣旨の答弁をいたしました。

次に、松浦委員より、質疑打ち切り、討論省略の動議が提出されましたが、これに對して異論がありませんでしたので、直ちに採決に入りましたところ、本法案は、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十四、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案
日程第十五、国有財産特殊整理資金特別会計法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)
日程第十六、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(衆議院送付)
以上、三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平君

〔小及び一は衆議院修正〕
国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案
国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法

第一条 この法律は、庁舎等の使用調整及び特定の庁舎等の整備を計画的に実施して適正かつ効率的な使用を図り、公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)
第二条 この法律において「行政財産」「所管換」「各省各庁の長」「所管換」又は「各省各庁の長」、それぞれ国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項、第四條第二項若しくは第三項又は第三十二條第一項に規定する行政財産、所管換、各省各庁の長、所管換又は各省各庁をいう。

2 この法律において「庁舎等」とは、行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びこれに附帯する工作物その他の施設(以下「附帯施設」といふ)並びにこれらの敷地(敷地となるべき土地を含む。以下同じ)をいう。

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所管換、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

4 この法律において「特定庁舎等」とは、庁舎等のうち特別会計に属するもの以外のもの(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したものにあつては、

六六一

政令で定める機関に係るものに限る。をいふ。

第三條 各省各庁の長は、その所管に属する庁舎等について、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在における使用の現況及び見込に關する報告書(以下「庁舎等使用現況及び見込報告書」といふ)を作成し、翌年度五月三十一日まで、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 各省各庁の長は、庁舎等使用現況及び見込報告書の内容を変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更に係る事項を記載した書面を大蔵大臣に送付しなければならない。

第四條 大蔵大臣は、前條の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該報告書に基き、庁舎等の使用調整に關する計画(以下「庁舎等使用調整計画」といふ)を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

第五條 大蔵大臣は、特定庁舎等について、前條に規定する使用調整を行うほか、さらにその使用の効率化及び配置の適正化を図るため、政令で定めるところにより、次に掲げる計画をとりまとめた特定庁舎等特殊整備計画の案を定め、閣議の決定を求めるものとす。

一 特定庁舎等とする目的で政令で定める耐火構造の高層な建築物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる特定庁舎等を処分する計画

二 特定庁舎等で、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいふ)その他の住宅又はその敷地の用に供することが適當であると認められる場所にあるものを、主として

3 大蔵大臣は、前二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又

は変更しようとするときは、あらかじめ、庁舎等調整審議会にはかり、その意見をきかなければならない。

4 大蔵大臣は、前三項の規定により定め、又は変更した庁舎等使用調整計画に基いて庁舎等の使用調整を行うため、関係の各省各庁の長に対し、庁舎等の所管換、所屬替、用途の変更その他必要な措置を求めることができる。この場合において、使用調整を行うことにより不用となるべき庁舎等があるときは、大蔵大臣は、当該庁舎等の用途を廃止すべきことを、あわせて求めることができる。

これらに用いて供するために処分し、これに伴つて必要となる特定庁舎等とする目的で建築物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得する計画

2 大蔵大臣は、前項の規定により決定された特定庁舎等特殊整備計画が実情に沿わないことが明らかになった場合その他特別の事情がある場合には、当該計画を、閣議の決定を経て変更することができる。

3 前條第三項の規定は、前二項の規定により大蔵大臣が特定庁舎等特殊整備計画につき閣議の決定を求めようとする場合について準用する。

4 大蔵大臣は、特定庁舎等特殊整備計画の案を定めたときは、遅滞なく、これを建設大臣に通知しなければならない。

5 建設大臣は、特定庁舎等特殊整備計画の案の通知を受けたときは、当該計画により建築し、又は建設すべき建築物又はその附帯施設につき、その位置、規模及び構造その他政令で定める事項に關する計画の案を定め、前項の特定庁舎等特殊整備計画の案にあわせて閣議の決定を求めるものとす。

6 前二項の規定は、第二項の規定により大蔵大臣が特定庁舎等特殊整備計画を変更する場合について準用する。

7 特定庁舎等の処分による収入の使途

第六條 特定庁舎等特殊整備計画の実施により処分された特定庁舎等に係る収入は、当該計画により取

得すべき特定庁舎等の取得に要する経費の財源に充てなければならぬ。

(庁舎等調整審議会)

第七條 大蔵大臣の諮問に應じて、この法律の施行に關する重要事項を調査審議するため、大蔵省に庁舎等調整審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、委員三十人以内で組織する。

3 委員は、各省各庁の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。ただし、各省各庁の職員は、会長となることのできない。

5 委員は、非常勤とする。

6 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることのできる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和三十一年度分の庁舎等使用現況及び見込報告書から適用する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表中旧軍港市国有財産処理審議会の項の次に次のように加える。

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十七号を次のように改める。

二十七 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第 号)の施行に關する事務(同法第五條第五項(同條第六項において準用する場合を含む)の規定に係るものに限る)を行うこと。

第四條第七項中「關するもの」の下に「並びに同條第二十七号に規定する事務」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国有財産特殊整理資金特別会計法案

案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて同法第八十三條により送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

国有財産特殊整理資金特別会計法案

法

(設置)

第一条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第 号。以下「法」という。)

第五条の規定による特定庁舎等特殊整備計画の実施に伴い、これにより処分すべき特定庁舎等(法第二条第四項に規定する特定庁舎等をいう。以下同じ。)の処分による収入金を、これにより取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費に充てるために、国有財産特殊整理資金(以下「資金」という。)を置き、資金に関する経理を一般会計と区分して行つため、特別会計を設置する。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資金)

第三条 資金は、特定庁舎等特殊整備計画の実施により処分すべき特定庁舎等の処分による収入金及び資金運用部預託金の利子をもつて充てる。

(資金の使用)

第四条 資金は、特定庁舎等特殊整備計画の実施により取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費のうち、次に掲げるものに使用するものとす。

一 建築物の建築若しくは模様替又はその附帯施設(法第二条第二項に規定する附帯施設をいう。以下この項において同じ。)の建設の工事代価

二 建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地(敷地となるべき土地を含む。以下次号において同じ。)の購入代価

三 建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地の買収に係る移転料その他の補償費

四 資金を使用しようとするときは、予算の定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れ、一般会計の歳出として経理するものとす。

(歳入及び歳出)

第五条 この会計においては、資金の受入をもつてその歳入とし、資金の払出をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作成)

第六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しな

ればならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前年度及び当該年度の資金受払額及び当年度末現在額見込表

(余剰金の預託)

第九条 資金に余剰があるときは、当該余剰金を資金運用部に預託することができる。

(資金残額の繰越)

第十条 毎会計年度内に使用されなかつた資金の残額は、翌年度に繰り越し、歳入歳出の決算上の剰余として同年度の歳入に繰り入れるものとす。

(歳入歳出決算計算書の作成)

第十一条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決算計算書

二 当該年度の資金受払額及び当年度末現在額表

(支出残額の繰越)

第十三条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越しして使用することができ。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 昭和三十一年度分の予算については、第八条第二項第二号に掲げる書類の添附は、要しないものとす。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五十七号を第五十八号とし、第三十一号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 国有財産特殊整理資金の管理に關すること。

第十一号中第八号以下を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 国有財産特殊整理資金の管理に關すること。

第十五条第二項中「第五十二号及び第五十三号を、第五十三号及び第五十四号に改める。

第十六条第二項中「第五十四号から第五十六号を、第五十五号から第五十七号」に改める。

第二十九条中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 平蔵

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- (皇居)
- 一、所在地 東京都千代田区一番
 - 二、口座名 皇居
 - 三、取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称
建物	事務所建		一、三〇〇、〇〇〇円	修繕	皇居仮宮殿改装工事
工作物	舗床		九、七〇〇、〇〇〇円	増設	皇居仮宮殿前広場舗装工事
橋梁			五、七九、〇〇〇円	修繕	皇居平川橋改修工事

(京都御所)

- 一、所在地 京都市上京区四三八
- 二、口座名 京都御所
- 三、取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称
建物	住宅建	建二四七坪 延二四七坪	三、二五五、〇〇〇円	新築	小御所復元工事

(廣瀬久忠君登壇、拍手)

○廣瀬久忠君 たいだいま議題となりました二法律案外一件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案について申し上げます。本案は、公務の能率向上と、公衆の利便増進のために、国の庁舎等について合理的な使用調整をはかり、さらに、特定の庁舎等については、耐火構造の高層建築物に立体化し、またはその位置を移転し、それによって不用となる庁舎等を住宅敷地に転用せしめる等の措置を講じようとするものであります。

以下、内容について申し上げますと、第一は、各省各庁の長は、毎会計

第三は、大蔵大臣が使用調整及び特定庁舎等特別整備計画を作成する際の諮問機関として、官庁職員及び学識経験者で構成する庁舎等調整審議会を大蔵省に設置しようとするものであります。なお、この法律の施行日については、衆議院において「昭和三十三年四月一日」を公布の日」とする修正がなされたものであります。

次に、国有財産特殊整理資金特別会計法案について申し上げます。本案は、たいだいま申し上げました国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案に伴うものであります。同法に基く特定庁舎等特別整備計画が実施される場合、不用となる庁舎等の処分収入をもって、新しく庁舎等取得する経費に充てることがなされるのであります。その実施を円滑にするために、国有財産特殊整理資金を設けることとし、この資金は、特定庁舎等特別整備計画による庁舎等の処分収入及び資金運用部に預託することによる利子収入をもつてこれに充て、その使用は、一般会計を通じて、計画に基く建物の建築、模様替え等の工事、敷地の購入等の代価に充てようとするものであります。この資金に関する経理を行うために、新たに特別会計を設け、所要の事項を規定しようとするものであります。なお、この法律の施行日についても、衆議院において「昭和三十三年四月一日」を公布の日」とすることに修正されております。

以上の二法案につきましては、建設委員会と連合審査会を開く等、慎重に審

議いたしましたのであります。官公庁施設の建設等に関する法律との関係はどうなるか、庁舎等の使用調整と維持管理の関係はどうなるのか、庁舎等の再配置によって生ずる用地で宅地に不適当なものはいかに転用されるか、特定庁舎等の立体化の今後の構想はどうか、普通財産は住宅用地としてどの程度転用できるか、国有財産特殊整理資金と官庁営繕費との関係はどうか等について質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

二案の質疑を終了し、最初に、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案について討論に入りましたところ、栗山委員より賛成意見が述べられるとともに、本法施行の全きを期するため

に、本法の施行に当り、政府は次の事項について必要な措置を講ずべきである。

一、庁舎の使用調整等に当り、中央官庁の出先機関を一カ所に集約せしめることを目標に合同化をはかること。

二、庁舎の使用調整等の結果、不用となった土地、建物の処分については、住宅地その他国民の必需の用に供するよう特段の配慮をすること。

三、庁舎の建設、営繕に当っては、関係各省各庁の連絡調整をはかつて、使用調整等に不都合をきたし、または不経済にならないよう慎重に注意すること。

という付帯決議案が提出され、採決の結果、衆議院の付案は、全会一致をもって可決すべきものと決定し、栗山委員提出の付帯決議案も、全会一致をもって、委員会の決議とすることに決定いたしました。

次いで、国有財産特殊整理資金特別会計法案について、討論、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件について申し上げます。

国有財産法第十三条第二項の規定によりますと、皇室用財産とする目的で財産を取得する場合には、所定の価額以上のものは、国会の議決を要することとなっておりますが、本件は、皇居仮宮殿の改装、仮宮殿前広場の舗装、皇居平川橋の改修、京都御所内の小御所の復元の四件について、皇室用財産として取得する必要があり、右の議決を求めたものであります。

本件の審議の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもって本件は異議ないものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三件の採決をいたします。

まず、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案
国有財産特殊整理資金特別会計法案
以上、両案全部を問題に供します。

向案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件を問題に供します。委員長報告の通り本件を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって委員長報告の通り可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十七、農業災害補償法の一部を改正する法律案 日程第十八、農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案

日程第十九、農業災害補償法第一百七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第二十、輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告、求めます。農林水産委員長堀末治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

(小字及び一は衆議院修正)

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農業共済組合の行う共済事業」を「農業共済組合又は市町村(特別区のある地にあつては、特別区。以下同じ。)の行う共済事業」に改める。

第五条第一項中「(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下本条において同じ。)又は特別区」を削り、同項ただし書中「又は特別区」を削る。

第十二条第一項中「農業共済組合の組合員」の下に「又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村と

の間に当該共済事業に係る共済関係の存する者(以下組合員等と総称する。))を加え、同項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

一 当該都道府県の当該共済目的に係る第七十七条第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率の二分の一

第十三条第一項中「農業共済組合の組合員が当該組合に」を「組合員等が農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村(以下組合等と総称する。))に」、「当該組合にこれを」を「当該組合等にこれを」に改め、同条第二項中「農業共済組合に」を「組合等に」、「組合に交付する」を「組合等に交付する」に、「当該組合」を「当該組合等」に改める。

第十三条の二中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「定款」を「定款等」に改める。

第十四条中「農業共済組合」を「組合等及び農業共済組合連合会」に改める。

第十五条第一項中「該当する者」の下に「(当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの)」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「当該農業共済組合の区域内に住所を有し、」を削り、同条第二項中「区域内

に住所を有する農業共済組合」を「区域の一部をその区域とする組合等」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 農業共済組合が成立したときは、前条第一項第一号に該当して同項の規定により組合員たる資格を有する者(以下第一号資格者という。))は、その時に、すべて、その農業共済組合の組合員となる。但し、その営む同号の業務の規模が省令で定める基準に達していない者については、この限りでない。

組合員でない者が農業共済組合が成立した後に当然加入資格者(第一号資格者で前項但書に規定する者以外のものをいう。以下同じ。)となるに至つたときは、その者についても、また同項本文と同様とする。

農業共済組合連合会が成立したときは、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする組合等は、その時に、すべて、当該農業共済組合連合会の組合員となる。農業共済組合連合会が成立した後、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合が成立したとき、及び当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする市町村が第八十五条の三第一項の規定により

共済事業を行うこととなつたときは、当該組合等についても、また同様とする。

農業共済組合は、左に掲げる者で当該農業共済組合の組合員になろうとするものから加入の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、その加入を拒んではならない。

一 第一号資格者で第一項但書に規定するもの

二 組合員たる資格を有する者で第一号資格者以外のもの

第十九条第一項第二号中「解散の下に(第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の廃止)を加え、同条第二項中「第十五条第一項第一号に該当しないもの」を「第十六条第四項各号の一に該当するもの」に改める。

第二十条中「十五人以上の第十五条第一項各号に掲げる者」を「第十五条第一項に規定する者で農業共済組合を設立しようとするもの十五人以上」に、「二以上の農業共済組合」を「農業共済組合連合会を設立しようとする二以上の組合等」に改める。

第二十一条第一項中「発起人は」を「農業共済組合を設立する場合に、発起人は」に、「組合の区域」を「農業共済組合の区域に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

農業共済組合連合会を設立する場合には、発起人は、一定の期間前までに設立準備会の日時及び場所を公告して、設立準備会を開かなければならない。

第二十二條第一項中「その者が農業共済組合であるときは、その組合員を」を「その者が組合等であるときは、その組合員等」に改め、同条第三項中「前条第一項の目録見書に定める組合員たる資格を有する者」を「組合員たる資格を有する者(農業共済組合を設立する場合にあつては、前条第一項の目録見書に定める組合員たる資格を有する者)」に改める。

第二十三條第一項ただし書中「組合の設立を」を「設立に」に、第十五條第一項第一号の規定による組合員たる資格を有する者を「当然加入資格者」に改める。

第三十條第一項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 共済金額又は保険金額に

関する規定

第三十條第一項第八号の次に次の一号を加える。

入の二 損害評価会に関する規定

第三十一條第九項中「農業共済組合であるときは、その組合員を」を「組合等であるときは、その組合員等」に改める。

第三十二條の二第一項及び第二項中「組合を」を「農業共済団体」に改める。

第三十八條第一項中「住所」の下に「(市町村にあつては、その事務所の所在地)」を加える。

第四十五條の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

決 四 第八十五條の二第一項の議

第四十六條第一項第四号中「第八十條第二項」を「第四百二十二條の六第三項」に改め、同条第四項中「第二十五條及び」を削る。

第五十一條第一項中「各組合」を「各農業共済組合」に改め、同条第二項中「組合の組合員」を「農業共済組合の組合員」に改める。

第五十二條中「組合又は合併に因つて設立する組合」を「農業共済組合又は合併に因つて設立する農業共済組合」に改める。

第五十三條中「組合」を「農業共済組合」に、「当該組合」を「当該農業共済組合」に改める。

第六十四條中「組合について」を「農業共済組合について」に改める。

第六節 監督を削り、第七十八條から第八十二條までを次のように改める。
第七十八條から第八十二條まで 削除

「第三章 農業共済組合の共済事業」を「第三章 組合等の共済事業」に改める。

第八十五條の次に次の九條を加える。

第八十五條の二 農業共済組合(一の市町村の区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合に限る。)は、その行ふ共済事業の規模が主務大臣の定める基準に達しない場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、あらかじめその区域を管轄する市町村と協議し、総会の議決を経て、当該市町村に対し、当該市町村が本章の規定により共済事業を行うことにつき申出をすることができ、

農業共済組合は、前項の申出をしたときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一項の総会の議決には、第四十三條第二項の規定を準用する。

第八十五條の三 市町村は、前条第一項の申出があつた場合(当該市町村の区域の一部をその区域とする農業共済組合で第八十五條第一項の規定により現に共済事業を行つてゐるものが二以上存するとき

は、そのすべての農業共済組合から前条第一項の申出があつた場合)において、その申出に基づき共済事業を行うことを必要且つ適當と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該申出に係る農業共済組合の区域に相当する区域において、本章の規定により共済事業を行うことができる。

市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画(第八十五條の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画)を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

前項の共済事業の実施に関する条例には、第三十條第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

都道府県知事は、第二項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、省令の定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、その旨を、当該申請の原因となつた前条第一項の申出をした農業共済組合に対し書面で通知し、且つ、認可処分に係る場合にあつては共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。

第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五條及び第二十六條第二項乃至第五項の規定を準用する。この場合において、第二十五條中「定款」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と読み替へるものとする。

前項において準用する第二十六條第二項又は第五項の場合には、都道府県知事は、同条第二項の場合にあつては同項の期間満了後、同条第五項の場合にあつては同項の判決の確定後、遅滞なく、省令の定めるところにより、その旨を、共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。

第八十五條の四 前条第四項の公示(同条第六項の公示を含む。以下本条において同じ。)があつた日以後においては、当該公示に係る農業共済組合が行ふ共済事業は、第八十三條及び第八十五條の規定にかかわらず、左に掲げるものに限るものとする。

一 その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済目的についての農作物共済又は畜産共済

二 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済目的について

ての農作物共済又は蚕繭共済
三 当該公示以前に共済事故が発生した家畜共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した家畜共済関係に係る家畜共済

四 任意共済を行う農業共済組合にあつては、当該公示以前に共済事故が発生した任意共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した任意共済関係に係る任意共済

五 前各号に掲げるものの外、当該公示の際現に行つて共済事業の義務

前条第四項の公示があつたときは、その公示の際現に当該公示に係る農業共済組合とその組合員との間に存する家畜共済関係及び任意共済関係は、消滅する。

前項の規定により家畜共済関係及び任意共済関係が消滅したときは、当該農業共済組合は、これらの共済関係についてのまだ経過しない期間に対する共済掛金を払いもどさなければならぬ。この場合には、農業共済組合連合会又は政府は、これらの共済関係に係る保険関係又はその保険関係に係る再保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該農業共済組合

又は当該農業共済組合連合会に払いもどさなければならぬ。

前項後段の規定により政府が払いもどすべき家畜共済に係る再保険料は、農業共済組合連合会が払い込むべき家畜共済に係る再保険料で省令で定めるものと相殺することができる。

第一項の農業共済組合は、同項の規定により行つ同項第一号の農作物共済又は蚕繭共済に係る共済目的のすべてについて共済責任期間が満了した日として都道府県知事が認定する日（前条第四項の公示の際共済責任期間の満了していない農作物共済又は蚕繭共済に係る共済目的の存しない農業共済組合にあつては、当該公示の日）から起算して二箇月を経過した時に解散する。

第八十五条の五 前三条に規定するものの外、第八十五条の二第一項の申出、その申出に係る市町村の共済事業の開始及びその申出に係る農業共済組合の共済事業の終了に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十五条の六 第八十五条の三第一項の認可を受けた市町村（以下共済事業を行つ市町村という）は、当該市町村の区域内の地域で農業共済組合の区域に属しないものがある場合において、当該地域を共済事業の実施区域に含めるこ

とを必要且つ適当と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該地域においても、本章の規定により共済事業を行つことができる。

市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に關する条例の変更に關する条例及び当該地域に係る共済事業の実施計画を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、省令の定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、認可処分に係る場合にあつては、その旨を、新たに共済事業の実施区域となる地域を明らかにして公示しなければならない。

第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第八十五条の三第五項及び第六項の規定を準用する。

第八十五条の七 共済事業を行つ市町村については、第八十三条、第八十四条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項の規定を準用する。この場合において、第八十三条第一項中「左の通りとする。」とあるのは、「第一号乃至第三号に

掲げるものとする。」と読み替へるものとする。

第八十五条の八 共済事業を行つ市町村は、前条において準用する第八十三条及び第八十五条第一項の規定にかかわらず、その共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合が第八十五条の四第一項の規定により行つ同項第一号の共済事業の共済目的に係る農作物共済及び蚕繭共済を行つことができる。

第八十五条の九 共済事業を行つ市町村は、当該共済事業を廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に關する条例の廃止に關する条例を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

前項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十六条の規定を準用する。

市町村が共済事業を廃止した場合には、第四十七条の規定を準用する。

第八十五条の十 共済事業を行つ市町村は、共済事業の実施に關する条例の変更（共済事業の実施区域の拡張に係る変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の

認可を受けなければならない。

前項の場合には、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

この場合において、第二十五条中「定款」とあるのは、「共済事業の実施に關する条例の変更に關する条例」と読み替へるものとする。

第八十六条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改め、「定款」の下に「又は共済事業の実施に關する条例（以下定款等と総称する。）」を加え、「組合に」を「組合等」に改める。

第八十七条第一項中「農業共済組合」を「組合等」に、「定款」を「定款等」に、「組合員」を「組合員等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 農業共済組合は、農作物共済若しくは蚕繭共済に係る第八十六条の共済掛金又は前条第一項若しくは第三項の規定による賦課金（第七項において共済掛金等という。）を滞納する者がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促しなければならない。

農業共済組合は、前項の規定による督促を受けた場合において、その督促を受けた者が督促状で指定する期限までにこれを完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができる。

市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分によりこれを処分する。この場合には、農業共済組合は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

市町村が第二項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分を着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができ。

前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村その他これに準ずるものの徴収金に次ぐものとする。

第一項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

共済事業を行う市町村が徴収する共済掛金等については、本法に特別の定めがあるものを除き、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十五条の規定の適用があるものとする。

第八十八条第一項中「前条」を「第八十七条第一項若しくは第三項」に改め、同条第二項を削る。

第九十条中「農業共済組合の組合員は、組合に」を「組合員等は、組合

等」に、「第八十七条」を「第八十七条第一項又は第三項」に、「農業共済組合に」を「当該組合等に」に改める。

第九十一条中「農業共済組合が組合員に」を「組合等が組合員等に」に、「その組合」を「当該組合等」に改める。

第九十二条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第九十三条第一項ただし書及び第四項中「譲渡人の所属する農業共済組合の組合員」を「譲渡人と同一の組合等の組合員等」に改め、同条第二項及び第三項中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第九十四条第一項中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改め、同条第二項中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合員」を「組合員等」に改める。

第九十五条中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合員」を「組合員等」に、「組合の」を「当該組合等の」に改める。

第九十六条中「農業共済組合」を「組合等」に、「定款」を「定款等」に改める。

第九十七条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第九十八条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「組合に」を「組合等」に改め、同条第二項中「定

款」を「定款等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十八条の二 組合等が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、主務大臣が定める準則に従つてこれをしなければならない。

第九十八条の三 組合等は、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当つては、定款等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聞かなければならない。

第九十九条第一項中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合員」を「組合員等」に改め、同項第三号中「前条」を「第九十八条」に改め、同条第二項中「農業共済組合は、その組合員が」を「組合等は、その組合員等が」に、「当該組合員」を「当該組合員等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 農業共済組合は、その会計を省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令の定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならない。

共済事業を行う市町村は、特別の事由により必要があるときは、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による

収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。

前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算の定めるところにより、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならない。但し、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金その他特別の事由による繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさないことができる。

第一百条中「農業共済組合」を「組合等」に改め、「毎事業年度の下に」を「共済事業を行う市町村にあつては、毎会計年度。次条において同じ。」を加える。

第一百一条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第一百二条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「組合から」を「組合等から」に、「組合は、組合員に対して」を「当該組合等は、当該組合員等に対して」に改める。

第一百三三条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第一百四四条中「第十五条第一項第一号に掲げる者が第十六条第一項の規定により農業共済組合の組合員となつたとき」を「第一号資格者が農業共

済組合の組合員となつたとき」に、「その者」を「その時に、その者に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、第十六条第一項但書に規定する者で第十五条第一項第二号又は第三号にも該当するもののうち当該農業共済組合に加入の申込をする際当該農業共済組合との間に農作物共済及び畜産共済の共済関係が成立させない旨の申出をしたものについては、この限りでない。

第一百四四条に次の三項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済及び畜産共済の共済関係の存しないものが、当然加入資格者となるに至つたときも、また前項本文と同様とする。

第八十五条の三第四項若しくは第六項(第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。)又は第八十五条の六第三項の公示があつたときは、命令で定める場合を除いて、その時に、当該公示に係る共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者(命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下農作物共済等資格者という。)と当該公示に係る市町村との間に農作物共済及び畜産共済の共済関係が成立するも

のとする。但し、その當り同号の業務の規模が命令で定める基準に達していない者については、この限りでない。

第八十五条の第三項若しくは第六項(第八十五条の第四項において準用する場合を含む。)又は第八十五条の第六項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しない者が農作物共済等資格者(前項但書に規定する者を除く。)となるに至つたときも、また同項本文と同様とする。

第四百四条の次に次の四条を加える。

第四百四条の二 農業共済組合の組合員である第十六条第一項但書に規定する者で当該農業共済組合との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しないものは、当該農業共済組合に対し、農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の成立の申出をすることが出来る。

共済事業を行う市町村の農作物共済等資格者たる前条第三項但書に規定する者で当該市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しないものは、当該市町村に対し、農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の成立の申出をすることが出来る。

第一項又は前項の申出があつた

ときは、組合等がその申出を受理した日から起算して二十日を経過した時に、当該組合等と当該申出をした者との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立するものとする。但し、組合等が、その申出を受理した日から起算して二十日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

農作物共済等資格者でなければ、共済事業を行う市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係を成立させることが出来ない。

第四百四条の三 第四百四条又は前条第三項の場合において、これらの規定により組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作又は養蚕に係る共済目的がその共済関係の成立の際現に第一百条第一号又は第二号に掲げる期間の始期を過ぎていものであるときは、当該共済目的については、その者と当該組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、存しないものとする。

第四百四条の四 共済事業を行う市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者が当該市町村の農作物共済等資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者で第十六条第一項但書(共済事業を行う市町村との間に当該共済関係の存する者については、第四百四条、第三項但書)に規定するものは、当該組合等に対し、当該共済関係の消滅の申出をすることが出来る。

前項の申出があつたときは、組合等がその申出を受理した時に、当該申出に係る共済関係は、消滅するものとする。

第四百四条の五 組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者は、左に掲げる共済目的の区分ごとに、そのいずれかの区分の共済目的についてのその者の営む第十五条第一項第一号の業務の規模が省令で定める基準に達しないときは、省令の定めるところにより、組合等に対し、その達しない年ごとに、当該区分の共済目的について農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることが出来る。

一 水稻及び陸稻
二 麦

三 春蚕繭
四 夏秋蚕繭

五 第八十四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物(陸稻を除く)。

前項の申出があつたときは、当

該申出に係る共済目的については、当該組合等と当該申出をした者との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、存しないものとする。

第五百五条第一項中「農業共済組合の組合員は、定款に特別の定めのある場合」を「組合員等は、命令の定めるところにより定款等で特別の定めをした場合に」、「当該組合」を「組合等」に改め、同条第二項中「定款を」を「定款等」に改め、同条第三項中「組合員は定款の定めるところにより」を「組合員等は、定款の定めるところにより」に、「組合」を「組合等」に改める。

第六十六条中「農作物共済及び」を削り、「収獲量別」を「収獲量別」に、「その収獲物」を「繭」に、「定款」を「定款等」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的である農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当り共済金額に、当該耕地に係る平均における当該共済目的の収獲量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の単位当り共済金額は、共済目的の種類ごとに、当該共済目的に係る収獲物の単位当り価格の百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最

低額の範囲内において省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

第七十七条第一項を次のように改める。

農作物共済及び蚕繭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。)又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

第七十七条第三項中「市町村及び特別区並びに」を「第一項の区域又は地域及び」に改める。

第八十条及び第九十条を次のように改める。

第八十条 削除

第九十条 組合等は、農作物共済にあつては共済事故による共済目的の減収量が当該耕地の平均における収獲量の百分の三十をこえた場合、蚕繭共済にあつては共済事故による共済目的の減収量が平均における当該組合員等の単位当り収獲量の百分の三十をこえた場合に、左の金額に相当する金額の共済金を当該組合員等に支払うものとする。

一 農作物共済にあつては、当該耕地に係る第六十六条第一項の単位当り共済金額に、当該耕地の平年における收穫量の百分の七十からその年における当該耕地の收穫量を差し引いて得た数量に相当する数を乗じて得た金額に次の一を加える。

二 畜産共済にあつては、第六十六条第三項の共済金額に、被害の程度に応じて省令で定める率を乗じて得た金額

第百十一条を次のように改める。

第百十一条 組合等との間に農作物共済及び畜産共済の共済関係の存する者で、出生後第五月の月の末日を経過した年(十二歳以下のものに限る。)及び明け二歳以上明け十六歳以下の馬を所有し、又は管理するもの(以下本項において義務加入者という。)は、農業共済組合に入つてはその總會において、共済事業を行う市町村にあつてはその議會において、その旨の議決をしたときは、省令で定める場合を除き、当該家畜を当該組合等の死産病傷共済に付さなければならぬ。その議決後に当該議決に係る組合等につき義務加入者となるに至つた者についても、また同様とする。

前項の總會の議決については、第四十三条第二項の規定を準用する。

第百十一条の二 農業共済組合は、組合員から「組合等」は、農業共済組合にあつては組合員から、共済事業を行う市町村にあつては家畜共済資格者から」に改め、同条を第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二 共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係の成立させることができる者は、第十五条第一項第二号に掲げる者で当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの(以下家畜共済資格者という。)とする。

共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が家畜共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第百十二条第一項中「農業共済組合」を「組合等」に、「定款」を「定款等」に、「組合が組合員から」を「組合等が組合員等から」に改め、同条第二項ただし書中「定款」を「定款等」に改める。

第百十三条第一項中「家畜は」の下に、省令で定める場合を除き「を加え、同条第二項中「死産病傷共済関係は」の下に、省令で定める場合を除き「を加える。

第百十四条第一項第一号及び第二号中「定款」を「定款等」に改める。第百十五条第一項第一号及び第二

号並びに同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第五項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第百十六条第一項第一号及び同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第一項第二号中「組合員」を「組合員等」に改める。

第百十七条中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合は」を「当該組合等」に改める。

第百十八条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改め、同条ただし書中「生じたときは」を「生じた場合その他省令で定める場合は」に改める。

第百十九条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「組合の承諾」を「組合等の承諾」に改める。

第百二十条の三「第百十一条の二」を「第百十一条の三」に改める。

第百二十一条第一項中「農業共済組合が」を「組合等が」に、「その組合員」を「その組合員等」に改め、同条第三項を削る。

第百二十二条中「農業共済組合員とその組合員」を「組合等とその組合員又は農作物共済等資格者若しくは家畜共済資格者」に、「当該農業共済組合との間」を「当該組合等との間」に改める。

第百二十五条第二項中「当該農業共済組合連合会と当該農業共済組合」を「当該農業共済組合連合会とそ

の組合員たる当該組合等」に改める。

第百二十六条第一項中「農業共済組合は」を「組合等」に改め、同条第二項中「当該農業共済組合」を「当該組合等」に改める。

第百二十七条中「組合」を「農業共済組合連合会」に改める。

第百二十九条第一号中「定款」を「定款等」に改める。

第百三十条中「命令の定めるところにより、共済事業の種類ごとに会計を区分して」を「その会計を省令で定める勘定区分ごとに」に改める。

第百三十一条第一項中「当該組合」を「当該農業共済組合連合会」に改める。

第百三十二条中「第八十八条」を「第八十七条の二第一項及び第六項、第八十八条」に、「第九十八条」を「第九十八条の三」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十八条の三「当該組合等の損害評価会」とあるのは、「当該農業共済組合連合会の損害評価会」と読み替へるものとする。

第百三十二条の二第一項中「所屬農業共済組合の下に、当該農業共済組合連合会の組合員たる共済事業を行う市町村の農作物共済等資格者若しくは家畜共済資格者」を加え、

同条第二項中「及び第百二十一条第三項」を削る。

第百三十四条中「当該組合」を「当該農業共済組合連合会」に改める。

第百四十条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 農業共済組合連合会が正当な理由がないのに再保険料の払込を遅滞したとき。

第百四十二条中「第八十八条」を「第八十七条の二第六項及び第八十八条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第八十七条の二第六項中「第一項の規定による督促」とあるのは、「再保険料の納入の督促」と読み替へるものとする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 監督

第百四十二条の二 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款等を守つていないかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計(共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下本条、次条及び第百四十二条の五第一項において同じ。)に關し必要な報告を徴し、又

は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第四百二十二条の三 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第四百二十二条の四 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基いて行政庁の処分又は定款に違反する疑があることを理由として当該農業共済団体の検査を行ふべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第四百二十二条の五 行政庁は、第四百二十二条の二の規定により報告を徴し、又は同条乃至前条の規定により検査を行つた場合において、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計が法令、法令に基いて行政庁の処分又は定款等に違反すると認めるときは、当該組合等又は農業共済組合連合会に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

行政庁は、前項の規定による外、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正且つ効率的

に行わせるため特に必要があるときは、組合等又は農業共済組合連合会に対し、当該事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

第四百二十二条の六 農業共済団体が前条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体に對し、期間を指定して、その役員全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該命令に係る役員を解任することができる。

農業共済団体が前条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。

第四百二十二条の七 行政庁は、組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基いて行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一箇月以内に当該決議又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

「第六章 審査会」を「第六章 補則」に改める。

第四百二十三条を第四百十三條の二とし、同条の前に次の一条を加える。

第四百十三條 組合等及び農業共済組合連合会に、損害評価会を置く。

損害評価会は、定款等の定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

損害評価会は、前項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、定款等の定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。

前三項に規定するものの外、損害評価会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百三十五條の次に次の一条を加える。

第四百三十五條の二 第二章及び第五章の二の規定中「行政庁」とあるのは、第五十三條の場合及び「法令に基いて行政庁の処分」とある場合を除いて、組合等については都道府県知事、農業共済組合連合会については主務大臣（第四百三十二條の二乃至第四百三十二條の五の場合にあつては、主務大臣及び都道府県知事）とする。

第四百三十六條第一項中「第七十八條を」第四百三十二條の二に、「第七十九條を」同条、第四百三十二條の三若しくは第四百三十二條の四に、「千円以下」を「三万円以下」に改める。

第四百三十七條中第十三號を削り、第十二號を第十三號とし、第十一號の次に次の一号を加える。

十二 第九十九條の二第一項又は第四百三十條の規定に違反したとき。

第四百三十七條第十三號を次のように改める。

第十三 第四百三十二條の五の規定による命令に従わなかつたとき。

附則

1 この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。ただし、改正後の農業災害補償法第十二條第一項第一号、第九十八條の二、第九十八條の三、第九十六條、第九十七條及び第九十九條の規定は、水稻、陸稻及び蚕繭については昭和三十三年産のものから、麦については昭和三十三年産のものから適用する。

2 この法律の施行前にした農業災害補償法第九十八條第一項の請求に係る滞納処分については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした農業災害補償法第十一條第一項の議決は、改正後の同項前段の規定によつてした農業共済組合の總會の議決とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 農作物共済に係る通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、当分の間、第四百七十七條第五項の規定にかかわらず、三年ごとに一般に改訂するものとする。

6 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第四十五條第三項中「第九十條」を「第八十七條の二第一項及び第六項（共済掛金等の督促）並びに第九十條」に改める。

第四十六條第三項中「第九十條」を「第八十七條の二第一項から第六項まで（共済掛金等の督促及び滞納処分）及び第九十條」に改め、「及び第九十八條（共済掛金の滞納処分）」を削る。

第四十七條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「組合」を「組合及び前項の市町村」に、「前項」を「前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農業災害補償法第八十五條の六第一項の共済事業を行う市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらも存しない

者と当該市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係又は家畜共済の共済関係が成立した場合(同法第八十五条の三第四項又は第六項の公示の際、同法第四十条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立した場合を除く。)には、その者は、省令の定めるところにより、当該市町村の共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合の組合員が前条第一項の規定により当該農業共済組合にきよ出すべきものと定められていた金額に相当する額の特別きよ出金を当該市町村に納付しなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

5 農業災害補償法第八十七条の二第七項の規定は、第二項の規定により徴収する特別きよ出金について準用する。

第四十八条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「次条第三項」を「次条第五項」に改める。

第四十九条第一項中「組合員が脱退したとき」を「組合員(農業災害補償法第八十五条の三第四項又は第六項の公示の際、当該組合の区域をその共済事業の実施区域の

全部又は一部とする市町村との間に同法第四十条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立した者を除く。)が脱退したとき」に、「その組合員」を「その組合員であつた者」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「組合」を「組合及び第四十七条第二項の市町村」に、「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合が解散したときは、組合は、組合員(農業災害補償法第八十五条の四第五項の規定による解散の場合において、当該組合の区域をその共済事業の実施区域の全部又は一部とする市町村との間に同法第四十条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立した者を除く。)に対し、その組合員が納付したきよ出金又は特別きよ出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

3 第四十七条第二項の市町村は、当該市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときは、その者に対し、その者が当該市町村の共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする組合に納付したきよ出金又は当該組合

若しくは当該市町村に納付した特別きよ出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

第五十三条第一号中「第四十七条第三項」を「第四十七条第四項」に改め、同条第二号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

7 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「農業共済組合」を「農業共済組合又は農業災害補償法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

〔全及び一は衆議院修正〕

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律

農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第九十四号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十三年五月一日から施行する。

2 水稲について昭和三十一年産までのもの及び麦について昭和三十一年産までのものを共済目的とする農作物共済については、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業災害補償法第七十七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

農業災害補償法第七十七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案

農業災害補償法第七十七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第七十七条第五項の

規定により昭和三十三年において行ふべき水稲及び麦についての同条第四項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和三十三年において行ふものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年五月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律

輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第二条第一項中「冷凍品の冷蔵」を「冷凍品の冷蔵については、他人に委託してする場合に、輸出水産業を営む者」を「輸出水産業(他人の委託を受けて輸出水産物を冷蔵し、又は冷蔵する事業を除く。)を営む者」に改める。

第三条を次のように改める。

(事業場の登録)

- 第三条 輸出水産業者又は製造受託者(他人の委託を受けて輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者をいう。以下同じ)は、省令で定める輸出水産物の種類ごとに、その者が輸出水産物の製造の用に供する事業場につき、農林大臣の登録を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の登録を受けるべき期限は、当該事業場についての輸出水産物を開始する者にあつては、その開始する日の前日とし、前条第一項の輸出水産物の指定があつた日において現に当該指定に係る輸出水産物について輸出水産業者又は製造受託者である者にあつては、そのつど省令で定める日とする。
- 3 何人も、第一項の規定による登録を受けた事業場(同項但書のものを除く)においてでなければ、輸出水産物を製造してはならない。但し、前項の規定により省令で定める日までに登録を受けるべき者については、その省令で定める日(同日までに登録を受けたときは、その受けた日)までの間は、この限りでない。
- 4 農林大臣は、第二項の省令を制定し、又は改正するには、あらかじめ、

じめ、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

第三条の次に次の三条を加える。

(登録の申請)

第三条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地(漁船の場合にあつては、当該漁船の名称及び主たる根拠地)
- 三 製造しようとする輸出水産物の名称
- 四 省令で定める製造施設の構造及び能力
- 五 省令で定める技術者の数及び担当業務
- 六 その他省令で定める事項

- 2 前項の申請書には、省令で定める書類を添付しなければならない。
- (登録の基準)
- 第三条の三 農林大臣は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、登録をしなければならない。
- 一 申請に係る事業場の前条第一項第四号の省令で定める製造施設が省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請に係る事業場における前条第一項第五号の省令で定める技術者の資格及び数が省令で定める基準に適合しないとき。

三 他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者については、申請に係る事業場を自己の業務の正常な運営に必要な程度まで権原に基いて利用することができないと認められるとき。

2 農林大臣は、前項第一号及び第二号の省令を制定して、又は改正するには、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、輸出水産物の品質の改善及び声価の向上に資するようにしなければならない。

(登録を受けた者の届出等)

第三条の四 第三条第一項の登録を受けた者は、登録申請書の記載事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、省令で定めるところにより、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣に届け出なければならない。

2 相続又は法人の合併により第三条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

3 第三条第一項の登録を受けた者は、当該登録に係る事業場について

ての輸出水産物を廃止したときは、その廃止の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

4 第三条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、その清算人は、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第四条第一項中「又は都道府県知事は、輸出水産業者又は製造受託者」を、「第三項第一項の登録を受けた者」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、第三条第一項の登録に係る事業場が第三項の三第一項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該登録を受けた者に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五条中「及び省令で定める登録換の申請をする者」を削る。

第六条の見出し中「施設」を「事業場」に改め、同条中「第三条の規定により登録を受けた輸出水産業者又は製造受託者に対し、同条の製造施設」を「第三条第一項の登録を受けた者に対し、その登録に係る事業場」に改める。

第七条に次の一号を加える。

五 組合員の数が定款で定める組合員たる資格を有する者の二分の一以上であること。

第十二条第一項中「役員」の下に「又は総代」を加える。

第十三条第二項中「定款」を「定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第一項第二号中「保管」を「販売、購買、保管」に、「副資材」を「原材料」に改め、同項第四号中「副資材の購入その他に關する」を削り、同条第三項中「その債務」を「その債権」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(主原料の購入事業等の認可)

第十七条の二 組合は、前条第一項第二号に掲げる事業のうち、輸出水産物の主原料の購入事業を行うには、省令で定めるところにより、当該事業の計画その他必要な事項を記載した書類を提出して農林大臣の認可を受けなければならない。当該書類の記載事項のうち重要事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 組合が漁業者又はその組織する団体と輸出水産物の主原料の購入に關する前条第一項第四号の団体協約を締結しようとするときは、省令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けなければならない。

昭和三十二年五月十五日 参議院會議録第三十五号 農業災害補償法の一部を改正する法律案外三件

3 農林大臣は、前二項の認可については、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

第十八条中「それぞれ各号」を「それぞれ各号の一」に、「出荷数量(加工品の引渡数量を含む)」、品質、販売方法(加工品の引渡方法を含む)」、販売時期(加工品の引渡時期を含む)」、「販売価格(加工賃を含む)」を「製造方法、製造時期、出荷数量、出荷方法、出荷時期、品質、品種、販売数量、販売方法、販売時期、販売価格」に、「を行ふことができる。」を「又はこれらの制限に附帯する事業を行ふことができる。」に改める。

第十九条の見出し中「認可」を「届出等」に改め、同条第一項中「定めて農林大臣の認可を受け」を「作成し、その設定の日より二十日前までに農林大臣に届け出」に改め、同条第二項第一号中「前条各号」を「前条各号の一」に改め、同項の各号列記以外の部分を次のように改める。

農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る調整規程の内容が左の各号の一に該当すると認めるときは、その調整規程の設定前に、組合に対し、その調整規程の変更を命じ、又はその設定を禁止しなければならない。

第十九条第三項を次のように改める。

3 組合は、第一項の届出に係る調整規程で組合員がその製造する輸出水産物を組合の指定する者(以下「販売機関」という)に販売又は販売の委託をすべきことを定めている場合においては、その届出の際、省令で定めるところにより、販売又は販売の委託についての組合と販売機関との取極の内容並びに販売機関の資産、信用及び業務の状況を記載した書類を農林大臣に提出しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

4 組合は、前項の書類の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第二十條を次のように改める。

(調整規程の変更等の命令)
第二十條 農林大臣は、調整規程の内容が前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを變更し、又は廢止すべきことを命じなければならない。

第二十五條中、「第三十五條の二」を削り、「第五、四條まで(第五十一條第二項及び第三項並びに第五十三條第四條を除く)」、第五十六條、第五十七條を「第五十七條まで(第五

十一條第二項及び第三項並びに第五十三條第四條を除く)。」に、「第百五條の三」を「第百五條の二」に、「第十八號」を「第十九號」に改め、「第三十四條第一號中」を「總會又は總代会」とあるのは「總會」と、を削り、「理事」と、「の下に」第五十五條第六項中「第十一條第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二條第二項」と、を加え、「輸出水産業の振興に関する法律第十六條第一項」を「輸出水産業の振興に関する法律第十六條」に、「中小企業協同組合連合會登記簿」を「中小企業等協同組合連合會登記簿」に改める。

第二十六條中「同条各号」を「同条各号の一」に、「当該輸出水産業を営む者のすべてに對し、当該組合の調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に従ふべきことを省令をもつて命ずることができる。」を「省令をもつて、当該組合の調整規程の内容を參照して同条に掲げる制限を定め、当該輸出水産業者のすべてがこれに従ふべきことを命ずることができる。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項の場合において当該輸出水産業者に對してその製造する輸出水産物を農林大臣の指定する者(以下「指定機関」という)に販売又は販売の委託をさせる必要があると認めて同項の省令で

指定機関を定めようとする場合には、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

第二十六條の次に次の八條を加える。

(調整規程の変更命令)

第二十六條の二 農林大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に對し、その調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(命令の変更又は取消)

第二十六條の三 農林大臣は、第二十六條第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が變更し、又は消滅したと認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、その命令を變更し、又は取り消さなければならない。

(事務の処理)

第二十六條の四 農林大臣は、第二十六條第一項の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、省令をもつて、その命令に係る事務の一部は、その命令に係る組合が処理すべき旨を命ずることができる。

(秘密保持義務)

第二十六條の五 前条の規定により

第二十六條第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員等の解任)

第二十六條の六 農林大臣は、第二十六條の四の規定により第二十六條第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(指定機関の業務方法等の認可等)

第二十六條の七 指定機関は、毎事業年度の開始前に(指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく)省令で定めるところにより、その事業年度の当該輸出水産物に係る業務の方法及び事業計画を記載した書類を提出して、農林大臣の認可を受けなければならない。当該書類の記載事項を變更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る業務の方法又は事業計画が

左の各号の一に該当すると認めるときは、これを認可してはならない。

一 不当に差別的であること。

二 輸出水産業者又は関連事業者の利益を著しく害すること。

3 指定機関は、毎事業年度の経過後二箇月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を農林大臣に提出しなければならない。

4 指定機関がする毎事業年度の利益金処分については、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(指定機関に対する監督)

第二十六条の八 農林大臣は、輸出水産業者の振興を図るため必要があると認めるときは、指定機関に対し、当該輸出水産物に係る業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(登録の停止)

第二十六条の九 農林大臣は、第二十六条第一項の規定による命令において製造若しくは出荷に關する制限を定めようとするとき、又はその定をした後において、第十八条各号の一に掲げる事態の克服を円滑にし、当該輸出水産物の秩序を確立し、当該命令の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、輸出水産業者振興審議会の

意見を聞いて、省令で定める場合を除き、当該命令の有効期間中に限り、当該命令に係る輸出水産物を製造する事業場についての第三条第一項の登録を行わないことができる。この場合においては、農林大臣は、その旨を告示しなければならない。

第二十七条中「組合又はその組合員が第十九条第一項の認可を受けてする正当な行為」を「組合若しくはその組合員が第十九条の二第二項の認可を受けた団体協約若しくは第十九条第一項の規定により設定した調整規定に基いてする行為若しくは第二十六条の四の規定による農林大臣の命令を受けてする行為又は指定機関が第二十六条の七第一項の認可を受けた業務の方法若しくは事業計画に基いてする行為若しくは第二十六条の八の規定による農林大臣の命令を受けてする行為」に改め、同条第二号中「次条第四項」を「次条第五項」に、「二月」を「一箇月」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二十八条第一項中「第二十六条の規定による省令の制定又は改正」を「第二十七條の二第二項若しくは第二十六條の七第一項の認可又は第二十六條第一項の規定による省令の制定若しくは改正」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第十九条第一項の認可を受けて

行う」を「第十九条第一項の」に、「第二十條の認可を受けて」を「第二十條の規定による命令により」に、「該当するに至つた」を「該当する」に改め、「農林大臣に対し、」の下に「同項又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、第十九条第一項の規定による届出を受理したとき、同条第二項の規定による処分をしたとき、又は第二十條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

第二十八條の次に次の一條を加える。

(通商産業大臣との關係)

第二十八條の二 農林大臣は、第十九条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。

2 農林大臣は、第二十六條第一項の規定による省令の制定若しくは改正、第二十六條の七第一項の認可又は第二十六條の八の命令をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、輸出水産物の輸出入の振興を図るため特に必要が

あると認めるときは、農林大臣に対し、第二十六條の八の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第三十條第一項中「若しくは製造受託者又は組合を、製造受託者、組合、販売機關若しくは指定機關」に改める。

第三十一條第二項中「第二十六條」を「第三條の三第二項、第十七條の二第三項、第二十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九」に改める。

第三十二條第七項を同条第九項とし、同条第六項中「委員」を「委員及び専門委員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に第六項及び第七項として次のように加える。

6 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機關の職員及び学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

第三十三條を次のように改める。

(罰則)

第三十三條 第二十六條の四の規定により第二十六條第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に關しわいろを收受し、又は要求し、

若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなるときは、七年以下の懲役に処する。

第三十三條の次に次の六條を加える。

第三十三條の二 前條の役員又は職員になろうとする者がその担当すべき職務に關し請託を受けてわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同條の役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前條の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第三十三條の三 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十三條の四 第三十三條又は第三十三條の二に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十三条の五 第二十六條の五の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十三條の六 第二十六條第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十三條の七 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第三項の規定に違反した者

二 第二十七條の二第一項又は第二項の規定による認可を受けずに購入事業を行い、又は団体協約を締結した組合の理事

三 第三十九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する調整規程を実施した組合の理事

四 第二十六條の七第一項の規定による認可を受けずに当該指定に係る業務を行った指定機関の役員

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條の四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九條第二項の規定に違反した者又は同條第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者

三 第三十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四條の次に次の二條を加える。

第三十四條の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條第二項、第二十條又は第二十六條の二の規定による命令に違反した組合の理事

二 第二十六條の八の規定による命令に違反した指定機関の役員

第三十四條の三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十九條第三項の規定による書類を提出せず、若しくは不実の記載をしたその書類を提出し、又は同條第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした組合の理事

三 第二十六條の七第三項に規定する書類を提出せず、又は不実

の記載をしたその書類を提出した指定機関の役員

第三十五條中「前條を」第三十三條の六、第三十三條の七第一号又は第三十四條に、「前二條を」各本條に改める。

第三十六條を削る。

別表中第一号を次のように改める。

一 まぐろ類かん詰(かつおかん詰を含む)。

別表中第四号及び第五号を次のように改める。

四 いわし類かん詰

五 さんまかん詰

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、輸出水産業の振興に關する法律(以下「法」といふ)第三條から第六條までに係る改正規定、第三十三條の七、第三十四條及び第三十四條の三に係る改正規定中第三條又は第三條の四に係る部分、第三十五條の改正規定中これらの部分に係る部分並びに第三十六條に係る改正規定は、この法律の公布の日から起算して二箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 農林大臣は、この法律の施行(前項ただし書の規定による施行をいふ。次項において同じ。)前でも改正後の法第三條の三第一項第

一号及び第二号の省令を制定するため、輸出水産業振興審議会の意見を聞くことができる。

3 この法律の施行の日において現に法別表に掲げる輸出水産物について輸出水産業業者又は製造受託者である者の改正後の法第三條第一項の登録を受けるべき期間は、同日から三箇月以内とする。この場合には、同條第三項ただし書の規定を準用する。

4 この法律の施行(第一項本文の規定による施行をいふ。次項において同じ。)前に改正前の法第十九條第一項の認可を受けて定めた調整規程は、改正後の法第十九條第一項の規定による届出をして設定したものとみなす。

5 この法律の施行前に改正前の法第二十六條の規定により発した命令は、改正後の法第二十六條第一項の規定による命令とみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 輸出水産業の振興に關する法律(昭和二十九年法律

第一百五十四号)に基き指定機関を指導監督すること。

第五條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 輸出水産業の振興に關する法律に基き指定機関の指導監督に關する事務を処理すること。

第八條第一項の表中「(昭和二十九年法律第一百五十四号)」を削る。

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 たいま議題となりました農林水産関係の四つの法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、農業災害補償法の一部を改正する法律案であります。この法律案は、農業災害補償制度の合理化を期し、現行農業災害補償法に對し必要な改正を加えるため提案されたものであります。農作物共済について、引き受け方法を一筆石建として、石当り共済金額に選択制を設けること、農作物共済及び畜産共済の料率の設定方法を改め、かつその個別化をはかること、農作物共済及び畜産共済について、一定規模以下の農家については共済組合への任意加入を認める等、共済関係の当然成立を緩和すること、損害評価標準則及び損害評価会等を明文文化し、損害評価の方法を整備改善すること、農作物共済及び畜産共済の共済掛金の国庫負担を増加して、農家負担を軽減する

こと、市町村段階における事業実施主体として、特定の場合においては、農業共済組合にかわって市町村がその主体となることができること、事業の監督を強化し、行政は農業共済団体に對して業務の執行方法の変更、その他監督上必要な命令をすることができるとし、命令に違反した場合は、団体の役員の変更または解任を命ずることができると等をそのおもな内容とし、なお、この法律は昭和三十三年一月一日から施行し、共済掛金の国庫負担の増加等に関する規定は、水陸船及び蚕繭については昭和三十三年産のものから、また麦については昭和三十四年産のものから適用することになつておきます。

次に、農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案であります。水稲と麦について、農家単位に減収石数を算定して共済金を支払う、いわゆる農家単位共済を五カ年間を限って試験的に実施するため、過ぐる昭和二十七年六月、農業災害補償法臨時特例法が制定されたのでありますが、試験の結果、この方式にはいろいろな利点も認められるが、今直ちに全面的に実施することとは無理があるので、その期間満了とともに、この法律を廃止することとし、あわせて必要な経過措置を規定しようとするものであります。

続いて、農業災害補償法第七十七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特

例に関する法律案であります。農業災害補償法において、共済掛金標準率は五年ごとに改訂することになっており、水稲及び麦につきましては、本年度がその改訂の時期に當つておりますが、今回、農業災害補償法を改正して、昭和三十三年から農作物共済の引き受け方法及び料率の算定等を改めることになつておりますので、これと見合せて水稲及び麦について、その料率の改訂を一年延期することにしよとするものであります。

委員会におきましては、これら三つの法律案を一括して議題とし、政府当局との間に熱心な質疑応答が行われたのでありまして、これが詳細については会議録によつて御了承を願ひたいのであります。

しかし質疑を終り、三法律案を一括して討論に入り、藤野委員から、「農業災害補償制度の完璧を期し、政府の一その努力を促すとともに、当面、法律の施行及び災害の防止について政府の善処を求め」ることを内容とする付帯決議を付して賛成があり、清澤及び河野両委員から、それぞれ意見あるいは希望を付して賛成が述べられ、続いて採決の結果、全会一致をもって藤野委員提案の付帯決議とともに、三法律案は、いずれも原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案について

であります。この法律案は、輸出水産業の現況に照らし、輸出水産物の品質の改善と輸出水産業の振興をはかるため、現行法に對して必要な改正を加えるため提案されたものでありまして、その内容のおもな点は、輸出水産業者は、輸出水産物の製造に用いる事業場について農林大臣の登録を受けなければならないこと、輸出水産業組合の事業の範囲を輸出水産物の販売及び購買並びに輸出水産物の原材料の供給にまで及ぼし、かつ、その団体協約の締結

についても、これが内容を拡大すること、組合が主原料の購入について漁業者と締結する団体協約については農林大臣の認可を必要とすること、輸出水産業組合のカルテル行為の認可制を届出制に改め、その内容が不当な場合には、農林大臣はその変更を命じ、またはこれを禁止すること、農林大臣の発する規制命令は、組合の調整規程の内容を参照して制限を定め、その際、販売機関の指定はその同意を得べきこと、なお、この場合、指定機関の業務は農林大臣の認可を要すること及び農林大臣は必要な監督をすること、指定機関が農林大臣の認可または命令に基いてする行為には私的独占禁止法の適用を除外すること、農林大臣の規制命令による制限に違反して事業場の登録を停止することができること等でありまして、その他、農林大臣と通産大臣または公正取引委員会との関係並びに

指定機関及び組合の役員等に対する罰則等について必要な規定が設けてあります。

委員会におきましては、提案者代表及び政府当局から、提案理由その他について説明を聞き、直ちに質疑に入りまして、その詳細は会議録によつて御了承を願ひます。

かくて質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて四案は、全会一致をもつて可決せられました。

日程二十五、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その一)

日程二十六、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調査(その一)(いずれも衆議院送付)

日程二十七、昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査

日程二十八、昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査

以上、八件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長(三浦義男君)の報告を求めます。決

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その二)

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調査(その二)

昭和三十一年度特別会計予算総則第十條に基く使用総調査

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その一)

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調査(その一)

右は本院において承諾することを議決した。

日程二十九、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その二)

日程三十、昭和三十一年度特別会計予算総則第十條に基く使用総調査

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その二)

昭和三十一年度特別会計予算総則第十條に基く使用総調査

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その一)

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調査(その一)

右は本院において承諾することを議決した。

昭和三十一年五月十五日 参議院會議録第三十五号 昭和三十一年度一般會計予備費使用總調書(その2)外七件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為總調書

昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為總調書

右

国会に提出する。

昭和三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 岸 信介

〔三浦義男君登壇、拍手〕

○三浦義男君 たいだいま議題となりました昭和三十一年度一般會計予備費使用總調書(その2)外七件の事後承諾を求める件に關する決算委員會の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本件の内容について大略を説明いたします。昭和三十一年度一般會計予備費使用總調書(その2)について申し上げます。昭和三十一年度一般會計予備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年十二月二十七日までに使用されました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

月二十七日までに使用されました三十五億七千七百九十九万九千九百九十九円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

次に、昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その2)について申し上げます。昭和三十一年度各特別會計予備費の予算総額は六百五十三億二千六百九十九万九千九百九十九円九角九分でありまして、そのうち昭和三十一年十二月二十三日までに使用されました三百四億八千八百八十八万九千九百九十九円九角九分につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

第三に、昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その2)について申し上げます。昭和三十一年度特別會計予備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年十二月二十七日までに使用されました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

第四に、昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その2)について申し上げます。昭和三十一年度特別會計予備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年十二月二十七日までに使用されました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年四月十九日から同年十二月二十八日まで使用された金額は五十六億六千六百九十九万九千九百九十九円九角九分となっております。

最後に、昭和三十一年度特別會計予備費使用總調書(その1)について申し上げます。昭和三十一年度各特別會計予備費の予算総額は六百五十三億二千六百九十九万九千九百九十九円九角九分でありまして、そのうち昭和三十一年五月三十一日から同年十二月二十八日まで使用されました金額は二億六千四百八十八万九千九百九十九円九角九分となっております。

本委員会におきましては、以上六件について当局の説明を聴取した上、慎重審議いたしました。審議の経過の詳細は、會議録でござんをお願いいたしますのであります。

質疑応答のおもなものを申し上げます。まず、三十三年度一般會計予備費使用總調書のうち、農林、建設両省の災害復旧費において、年度末近くに予備費使用の決定をなし、年度内支出に至らず、多額を翌年度に繰り越したものが、緊急に支出できない経費に對し予備費を使用したのではないかと、この質問に對し、関係各省から、「予備費使用の決定された当時においては、緊急に支出する必要があるが、天候の関係で工事をはばまれ、または資材の運搬が意にまかせなかつた等のため、工事費の支出がおくれた」との答弁がありまして、また、「災害費関係補助金に對

する予備費使用については、事業費の査定を厳密にするとともに、緊急な災害復旧費については、適時に補助金が支出できるように処置しておるか」との質問に對し、大蔵省から、「御趣旨の通り、実施各省とも協議し、努力しております。ただ年度内の必要額を勘案の上、予備費使用を調整していたものがあるもので、やむを得ずそれを第四半期になつて使用したものがあつた」との答弁がありまして、また、「治安対策費に予備費を使用した理由」の質問に對し、法務大臣から、「治安関係実態調査の経費が従来不足だったので、予備費の使用方を要求して増額をした」との答弁がありまして、

以上のほかには、各委員において別段意見もありませんでしたので、右六件は、一括して承諾を与へべきものと多数をもって議決いたしました。

次に、昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為總調書外一件に關する決算委員會の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為の内容を簡単に御説明いたします。昭和三十一年度一般會計予備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年十二月二十七日までに使用されました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

このうち、政府が先般、運輸省所管において南極観測用給食袋の改裝に必要な経費として、四億六千七百三十三万円を限度として債務を負担する契約を結んだことにつきましては、すでに第二十四回国会において報告を受け、議決が行われた次第であります。その後、政府は、昭和三十一年三月、法務省所管において、岐阜少年院兼舎の火災復旧に必要な経費九百二十五万円を限度として債務を負担する契約を結ぶこととしたのであります。本件は、政府が財政法第十五条第四項の規定により、右の事項を国会に報告して参つたものであります。

次に、昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為の内容について御説明いたします。昭和三十一年度一般會計予備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年十二月二十七日までに使用されました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

次に、昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為の内容について御説明いたします。昭和三十一年度一般會計予備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年十二月二十七日までに使用されました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

次に、昭和三十一年度一般會計国庫債務負担行為の内容について御説明いたします。昭和三十一年度一般會計予備費の予算額は八十億円であります。そのうち昭和三十一年十二月二十七日までに使用されました四十億四千三百余万円につきましては、第二十四回国会で承諾を与えておりますが、今回は昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までに使用されました六億千九百九十九万五千四百八十八円九角九分につきまして承諾を求めているのであります。

明を聴取した上、内容を審議した結果、いずれも別段異議がないと議決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより八件の採決をいたします。

まず、昭和三十一年度一般会計予備費使用総額(その2)

昭和三十一年度特別会計予備費使用総額(その2)

昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総額

昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総額

昭和三十一年度一般会計予備費使用総額(その1)

昭和三十一年度特別会計予備費使用総額(その1)

以上、六件全部の問題に供します。

委員長報告の通り六件を承認すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認め

ます。よって六件は、承認することに決

しました。

両件は、委員長報告の通り決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よって両件は、全会一致をもつ

て委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二十九よ

り第三十五までの諸議を一括して議題

とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

まず、委員長の報告を求めます。法

務委員長山本治君。

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

○山本治君 たいだいま議題となりま

した諸議の法務委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたし

ます。

請願第二百五十号は、東鴨刑務所内

の戦犯者が、すみやかに釈放されるよ

う院議をもつて促進せられたいとのも

のであります。

請願第三百三十七号及び六百八十七

号は、群馬県前橋地方支務局沼田支局

庁舎並びに岡山地方法務局高梁支局庁

舎の新築に関する件であります。両

庁舎とも老朽はなはだしく、狭隘で、

国家機関として事務の円滑を欠くおそ

れがあると思われ、すみやかに

庁舎新築を実現せられたいというもの

であります。

請願第三百八十五号は、香川県丸

龜拘置支所の新築移転反対に関する件

であります。現在、移転予定地が、丸龜市繁華街の将来の発展延長線上にあるため、当該地への新築移転を変更して、新たに市当局の用意するかえ地に移転新築せられたいとのものであります。

請願第二百五十三号及び二千七十一

号は、いずれも恩赦審議会設置に関す

る件であります。これを内閣に設置

し、政令恩赦の適否を諮問するよう、

現行恩赦法をすみやかに改正せられ

たいとのものであります。目下、当委員

会で恩赦法の改正を修正する法律案を

審議中であり、本請願は、恩赦

法全部について検討を要する趣旨のも

のとして採決いたしましたものであり

ます。

請願第六百一号は、第一に、印鑑使

用上の重要性よりして、その証明書の

作製に際し、各市町村において、その

書式及び手数料等が区々であることは

適当と思われ、すみやかに印

鑑法を制定され、その統一をはかれたいとのものであります。第二は、戸籍手数料について、物価の高騰にかんがみ五十円に増額せられたいとのものであります。

請願第八百十九号は、司法官等の

優遇に関する件であります。その職

務の特殊性にかんがみ、身分保障並び

に信託必罰制度を強化し、一般よりも

報酬を上位に置くことによつて、これ

らの職務に従事する者が十分にその本

来の使命を達成し得るようせられたい

とのものであります。

以上、いずれも慎重に審議をいたし

ましたが、請願第六百一号の印鑑法制

定に関する件のうち、戸籍手数料増額

の点を除く旨の意見書案を付し、その

ほかは、いずれも願意は妥当と認め、

これを採択して議院の会議に付し、内

閣に送付すべきものと決定いたしました

た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

日程第三十四の諸議については、意

見書案が付されております。日程第二

十九より第三十五までの諸議は、委員

長報告の通り採択し、内閣に送付する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よってこれらの諸議は、全会一

致をもつて採択し、内閣に送付するこ

とに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三十六よ

り第五十九までの諸議を一括して議題

とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

まず、委員長の報告を求めます。運

輸委員長戸叶武君。

審査報告書(運輸委員会第一

号)

一、議院の会議に付するを要するも

の。

一、内閣に送付するを要するも

の。

第二〇号 国鉄名羽線鉄道全通

促進に関する請願

第六二二号 国鉄石勝線鉄道新設

促進に関する請願

第七二二号、第一二五号、第一三

二二号、第一四八号、第三六七

号、第四二三号、国鉄野羽

線開通促進に関する請願 第七二二号、第一二六号、第一三

三三三号、第一四九号、第三六八

号、第四二四号、国鉄岩代川

俣線の常磐線接続に関する請

願 第二〇六号、第三二六号 山形

県神町、谷地間鉄道敷設に関

する請願 第二四〇号 桜木町、大船岡駅

間鉄道敷設に関する請願 第二七

二二二号、第三二七号 左派、

荒砥岡駅間鉄道敷設促進に関

する請願

六七九

昭和三十三年五月十五日 参議院會議録第三十五号 桜木町、大船岡駅間鉄道敷設に関する請願外二十三件

六八〇

- 第三三十九号 国鉄氷見、羽咋間駅間鉄道敷設促進に関する請願
- 第三七四号、第四三〇号 国鉄常磐線の複線及び電化促進に関する請願
- 第六一七号 国鉄殿田、小浜間駅間鉄道敷設促進に関する請願
- 第七八一号 国鉄前谷地駅、津谷町間鉄道敷設に関する請願
- 第一一六二号、第一二二二号 熊本県小国、隅府町間鉄道敷設促進に関する請願
- 第一二二三号 国鉄篠栗、臼井間駅間鉄道敷設促進に関する請願
- 第一五二七号、第一九八三号 国鉄鹿児島本線複線化促進に関する請願
- 第一五二八号 国鉄矢部線羽大塚駅、大分県竹田市間鉄道敷設に関する請願
- 第一五三九号 国鉄二俣佐久間線鉄道敷設促進に関する請願
- 第一七〇〇号 西武線中井駅附近踏切に踏切番常置の請願
- 第一七八三号、第一八七三三三 国鉄飯田、下呂間駅間鉄道敷設に関する請願
- 第一七八八号 積雪寒冷地域における鉄道施設整備促進等に関する請願

第一七九九号 国鉄瀬の上、概木岡駅間鉄道敷設に関する請願

第一八五六号 国鉄鶴岡駅、山形交通開沢駅間鉄道敷設を東北開発促進計画に包含するの請願

第一八九二号 南九州地区の国鉄整備に関する請願

第一八九三三 鉄道踏切に交通安全施設等設置に関する請願

第一九八八号 大畑鉄道開通促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年五月十四日
運輸委員長 戸叶 武
参議院議長松野鶴平殿

○戸叶武君登壇、拍手

戸叶武君 たいまい上程になりました。日程第三十六から第五十九までの請願について御報告申し上げます。

日程第三十六から第五十三までの請願は、いずれも鉄道の新線建設に関するものであります。日程第三十六から第三十八までは、鉄道建設審議会から運輸大臣あてに、昭和三十三年年度から運輸大臣あてに、昭和三十三年年度から着工すべきものとして建議されたもので、日程第三十九から第四十六までは、同じく鉄道建設審議会から運輸大臣あてに、昭和三十三年年度から調査を開始すべきものとして建議されたものであります。また、日程第四十七及び第四十八

八は、鉄道建設未成線で、日程第四十九は一部建設未成線で、一部鉄道敷設法予定線であります。次に、日程第五十は、鉄道敷設法予定線であります。請願の趣旨は、日程第三十六は、概木岡・大船岡駅間の鉄道敷設に関するものであります。この鉄道延長計画は、これと一体的関係に立つ根岸線の埋立計画とあわせて、横浜市の最高課題であつて、県、市、業界、財界はもとより、全市民あけて早期実現を熱望しているものであるが、埋め立てについては、横浜市において関係漁民の生活不安を来たさないように努力するから、すみやかに鉄道の建設を実現し、根岸線の埋立工事が推進できるように善処してほしいというのであります。

また、日程第五十三は、山形県鶴岡駅と岡沢駅間を結ぼうとするものであります。この鉄道の建設を東北開発計画に追加せられたことの趣旨であります。その他はいずれも沿線の産業、経済の発展、資源の開発、交通網の完成、文化の向上、民生の安定等のために、すみやかに鉄道の建設をしてほしいというものであります。

日程第五十四及び第五十五は、沿線の産業、文化の向上、発展、輸送力の増強のために、常磐線、または鹿兒島本線久留米・鹿兒島間の鉄道の複線化と、常磐線の電化を促進してほしいというものであります。

日程第五十六は、山形県は多雪地帯で、積雪期間はすべての道路交通が途絶し、住民の不利不便がはなはだし、また客貨車の不足もはなはだし、羽越線温海・吹浦間駅間、及び新庄駅を中心にディーゼル・カーを運行し、あわせて客貨車の優先的増配車を行う等、積雪地帯における交通並びに輸送力を確保してほしいというのであります。

日程第五十七は、鹿兒島県の後進性を打破するとともに、対琉球、対中共貿易を発展させるためには、中央と鹿兒島間の輸送力を増強する必要があるから、特急「あさかぜ」号の鹿兒島乗り入れ、久留米・鹿兒島間の複線化並びに貨車の増配車等をしてほしいというのであります。

日程第五十八及び第五十九は、近年鉄道踏み切り事故が多くなつて増加の傾向にあるので、事故防止と人命保護の見地から、すみやかに交通安全施設または踏み切り警手を配置してほしいというものであります。日程第五十八は、西武線中井駅付近の踏み切りに関するもの、日程第五十九は、鹿兒島県下の国鉄に関するものであります。

委員会におきましては、審議の結果、いずれも願意を妥当と認め、議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

○本日の會議に付した案件

一、故議員白川一雄君に対する追悼の辞

一、故議員白川一雄君に対し弔詞贈呈の件

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(国立近代美術館評議員会評議員)

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(更生保護事業審議会委員)

一、中央更生保護審査会委員の任命に関する件

一、核兵器受け入れに関する緊急質問

一、日程第一千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された

国際捕鯨取締条約の議定書の批准
について承認を求めるの件

一、日程第二、千九百二十四年八月
二十五日にブラッセルで署名され
た船荷証券に関する規則の統
一のための国際条約の批准につい
て承認を求めるの件

一、日程第三、日本国とエジプトと
の間の文化協定の批准について承
認を求めるの件

一、日程第四、日本国とイランとの
間の文化協定の批准について承認
を求めるの件

一、日程第五、南西諸島在住者等に
関する在外公館等借入金整理準備
審査会特例法案

一、日程第六、国際海上物品運送法
案

一、日程第七、学校教育法の一部を
改正する法律案

一、日程第八、市町村立学校職員給
与負担法の一部を改正する法律案

一、日程第九、国立及び公立の学校
の事務職員の休職の特例に関する
法律案

一、日程第十、公立学校の学校医の
公務災害補償に関する法律案

一、日程第十一、国土調査法の一部
を改正する法律案

一、日程第十二、日本道路公団法の
一部を改正する法律案
一、日程第十三、モーターボート競
走法の一部を改正する法律案

一、日程第十四、国の庁舎等の使用
調整等に関する特別措置法案

一、日程第十五、国有財産特殊整理
資金特別会計法案

一、日程第十六、国有財産法第十三
条第二項の規定に基づき、国会の議
決を求めるの件

一、日程第十七、農業災害補償法の
一部を改正する法律案

一、日程第十八、農業災害補償法臨
時特例法を廃止する法律案

一、日程第十九、農業災害補償法第
百七条第四項の共済掛金標準率の
改訂の臨時特例に関する法律案

一、日程第二十、輸出水産業の振興
に関する法律の一部を改正する法
律案

一、日程第二十一、昭和三十年年度一
般会計予備費使用総調書(その2)

一、日程第二十二、昭和三十年年度
特別会計予備費使用総調書(その
2)

一、日程第二十三、昭和三十年年度特
別会計予備費使用総調書(その2)に
基く使用
総調書

一、日程第二十四、昭和三十年年度特
別会計予備費使用総調書(その2)に
基く使用
総調書

一、日程第二十五、昭和三十一年度
一般会計予備費使用総調書(その
1)
一、日程第二十六、昭和三十一年度

特別会計予備費使用総調書(その
1)

一、日程第二十七、昭和三十年年度一
般会計国庫債務負担行為総調書

一、日程第二十八、昭和三十一年度
一般会計国庫債務負担行為総調書

一、日程第二十九乃至第三十五の請
願

一、日程第三十六乃至第五十九の請
願

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員

森 八三二君 宮城タマヨ君

早川 慎一君 中山 福蔵君

常岡 一郎君 大川 光三君

竹下 豊次君 村上 義一君

廣瀬 久忠君 川口爲之助君

島村 軍次君 高良 とみ君

北 勝太郎君 石井 桂君

松岡 平市君 伊能繁次郎君

加藤 正人君 梶原 茂嘉君

加賀山之雄君 奥 むめお君

堀 末治君 有馬 英二君

苦米地英俊君 近藤 鶴代君

上林 忠次君 河野 謙三君

佐藤 尚武君 井野 碩哉君

藤野 繁雄君 西川甚五郎君

谷口弥三郎君 新谷寅三郎君

森田 義衛君 杉山 昌作君

後藤 文夫君 高瀬莊太郎君

石黒 忠篤君 一松 定吉君

本多 市郎君 鶴見 祐輔君

仲原 善一君 成田 一郎君

堀本 宜實君 前田佳都男君

松村 秀逸君 手島 栄君

鈴木 万平君 柴田 栄君

塩見 俊二君 大谷藤之助君

大沢 雄一君 西川弥平治君

高橋 衛君 土田国太郎君

斎藤 昇君 雨森 常夫君

永野 護君 迫水 久常君

三木興吉郎君 田中 啓一君

横川 信夫君 木島 虎蔵君

秋山俊一郎君 最上 英子君

三浦 義男君 高野 一夫君

宮田 重文君 小柳 牧衛君

木内 四郎君 青山 正一君

左藤 義詮君 植竹 春彦君

石原幹市郎君 黒川 武雄君

重宗 雄三君 苦米地義三君

中山 壽彦君 泉山 三六君

大野木秀次郎君 松平 勇雄君

井村 豊二君 伊能 芳雄君

井上 清一君 小澤久太郎君

西田 信一君 稲浦 鹿蔵君

吉江 勝保君 平島 敏夫君

後藤 隆雄君 勝俣 登君

小西 英雄君 佐藤清一郎君

宮澤 喜一君 吉田 萬次君

横山 フク君 榊原 幸君

佐野 廣君 青柳 秀夫君

白井 勇君 高橋進太郎君

山本 米治君 寺本 賢作君

劍木 亨弘君 小幡 治和君

上原 正吉君 古池 信三君

小瀧 彬君 館 哲二君

郡 祐一君 西郷吉之助君

小林 武治君 紅露 みつ

小山邦太郎君 木暮武太夫君

石坂 豊一君 下條 康廣君

野村吉三郎君 笹森 順造君

林屋龜次郎君 杉原 荒太君

青木 一男君 木村篤太郎君

津島 壽一君 吉野 信次君

江藤 智君 田中 茂穂君

大矢 正君 林田 正治君

中野 文門君 森中 守義君

北村 暢君 鈴木 強君

藤田藤太郎君 松永 忠二君

占部 秀男君 森 元治郎君

平林 剛君 山本 經勝君

岡 三郎君 龜田 得治君

秋山 長造君 久保 等君

柴谷 要君 安部キミ子君

近藤 信一君 千葉 信君

戸叶 武君 大倉 精一君

田畑 金光君 藤原 道子君

吉田 法晴君 中田 吉雄君

松澤 兼人君 河合 義一君

小笠原三男君 成瀬 暢治君

藤田 進君 島 清君

田中 一君 加藤シヅエ君

赤松 常子君 野溝 勝君

三木 治朗君 江田 三郎君

東 隆君 荒木正三郎君

市川 房枝君 八木 幸吉君

岩間 正男君	横川 正市君
長谷部ひろ君	辻 武壽君
白太義一郎君	大竹平八郎君
鈴木 壽君	大河原一夫君
伊藤 昭道君	北條 簡八君
天坊 裕彦君	千田 正君
光村 甚助君	鈴木 一君
湯山 勇君	加瀬 完君
坂本 昭君	阿部 竹松君
安部 清美君	松澤 靖介君
椿 繁夫君	阿具根 登君
中村 正雄君	矢嶋 三義君
相馬 助治君	小林 孝平君
小酒井義男君	永岡 光治君
松浦 清一君	天田 勝正君
高田なほ子君	片岡 文重君
重盛 壽治君	羽生 三七君
岡田 宗司君	曾祢 益君
山下 義信君	清澤 俊英君
内村 清次君	山田 節男君
内閣総理大臣	
外務大臣	岸 信介君
運輸大臣	宮澤 胤男君
国務大臣	宇田 耕一君
国務大臣	小瀧 彬君
政府委員	
法務政務次官	松平 勇雄君
外務政務次官	井上 清一君
大蔵政務次官	足立 篤郎君
文部政務次官	稻葉 修君
農林政務次官	八木 一郎君
運輸政務次官	福永 一臣君

運輸省船舶局長 山下 正雄君
建設政務次官 小澤久太郎君